

第4章

子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 今後取り組むべき重点施策

2 具体的施策の展開

- I 家庭・地域における子育て支援
- II 仕事と子育ての両立支援
- III 子どもの健やかな成長への支援
- IV 次世代を担う若者への支援
- V 経済的負担の軽減
- VI 子育て支援の気運の醸成

3 目標指標

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 今後取り組むべき重点施策

子育て支援・少子化対策は、幅広い分野にわたる施策を総合的に進める必要がありますが、子育て家庭の皆さんのご意見や、子育て支援・少子化対策県民会議での議論等を踏まえ、今後特に重点的に取り組むべき施策を以下のとおり設定し、施策の着実な推進を図ります。

<今後取り組むべき重点施策>

- 教育・保育・子育て支援のさらなる充実
- 仕事と子育ての両立支援の実効ある取り組みの推進
- 男性の育児・家事への参画の促進
- 結婚を希望する男女への支援
- 若い世代へのライフプラン教育の推進
- Uターン就職の促進など若者の定着支援
- 多子世帯の経済的負担の軽減

(1) 教育・保育・子育て支援のさらなる充実

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に対応し、幼児期の教育・保育、子育て支援の充実が求められています。

また、本県では、保育所^(※1)の入所待機児童は発生していませんが、延長保育^(※2)や病児・病後児保育^(※3)など多様な保育や放課後児童クラブ^(※4)の充実を望む意見が多くあります。

施策の方向性

保護者の就労の有無や子どもの状況にかかわらず、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、子育て家庭のニーズに応じて、質の高い教育・保育を提供するとともに、子育て支援の充実を図る必要があります。

病児・病後児保育等の多様な保育の充実、放課後児童クラブの設置促進や開設時間の延長など、さらなる拡充を図ることが必要です。

【具体的な取り組み】

● 幼児教育・保育の充実と一体的な提供の促進

- ・ 地域の実情や事業者の意向を踏まえ、教育と保育を一体的に行う認定こども園^(※5)の設置を促進します。
- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭（幼稚園^(※6)教諭免許と保育士資格の両方が必要）の免許・資格取得の支援や、幼稚園、保育所、認定こども園等の人材確保対策を推進します。

(※1) 保育所 保護者が働いているなどにより保育を必要とする乳幼児を、保護者などに代わって保育する、児童福祉法第39条に基づく施設。

(※2) 延長保育 保育所等において、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育時間を延長して保育を実施するもの。

(※3) 病児・病後児保育 児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応保育。

(※4) 放課後児童クラブ 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生低学年児童を対象に、授業の終了後（放課後）に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として組織されたクラブ。

(※5) 認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、親の就労の有無にかかわらず利用できる施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がある。

(※6) 幼稚園 満3歳から小学校就学前までの幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するための施設。

- ・小規模保育^(※7)や地域の子どもを受け入れる事業所内保育所など地域のニーズに応じた多様な保育の提供を支援します。
- 多様な保育の充実
 - ・保護者ニーズに応じて延長保育など多様な保育の充実を支援します。
- 放課後児童クラブの充実
 - ・利用児童の増大に対応した放課後児童クラブの設置や、保護者ニーズに応じた開設時間延長を支援するとともに、放課後児童支援員の認定研修を行うなど質の向上を進めます。
- 職員研修の充実
 - ・幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の資質向上を図るための研修や、幼稚園、保育所、小学校の連携を推進します。
- 多様な障害に対する支援の充実
 - ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける多様な障害への対応の強化に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立支援の実効ある取組みの推進

これまでの仕事と子育ての両立支援の取組みなどにより、本県は、女性の有業率や平均勤続年数が全国トップクラスであるなど、女性にとって働きやすい職場環境にあるといえます。一方で、平成25年調査によれば、出産1年前と出産1年後とで女性の就業状況を見ると、常勤者の約4割が常勤を辞めている状況にあることや、男性の育児休業取得率は1%程度と低い状況にあるなどの課題もあります。

施策の方向性

全国に先駆け、一般事業主行動計画の策定対象を拡大し支援を行うなど、全国のモデルとなる成果を挙げており、引き続き、取組みを推進する必要があります。

今後は、小規模な企業においても両立支援の取組みが促進されるよう、計画策定対象範囲を拡大（従業員30人以上）するとともに、計画が円滑に策定できるよう、支援を強化することが必要です。

【具体的な取組み】

- 一般事業主行動計画の策定促進
 - ・優れた取組事例の紹介や企業内研修会への講師派遣など、一般事業主行動計画の円滑な策定を支援します。
 - ・ホームページを活用した一般事業主行動計画の公表を促進することにより、計画の質の向上を図ります。
- 職場環境の整備、働き方の見直し
 - ・育児・介護休業法^(※8)に基づく仕事と子育ての両立に資する諸制度が活用されるよう事業主の理解促進を図ります。
 - ・両立支援に取り組む企業を表彰し、その取組事例をセミナー等で広く周知します。
 - ・仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します。
 - ・働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進を企業に働きかけるほか、多様で柔軟な働き方の普及・啓発を推進します。
- 女性の再就職支援
 - ・出産や育児を機に退職した女性を対象にした再就職に関するワークショップの開催や、インターンシップ等を実施することで、子育て中の女性の再就職を支援します。

(※7) 小規模保育 保育を必要とする0～2歳の子どもについて、少人数（6～19人）を対象に保育を行うもの。

(※8) 育児・介護休業法 育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的とした法律。平成21年7月の法改正では、短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）などが図られた。

(3) 男性の育児・家事への参画の促進

家庭における育児等の役割分担をみると、育児・家事のいずれの負担も女性に偏っており、女性の精神的・身体的負担感も高くなっています。また、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという全国調査もあります。

施策の方向性

母親の子育ての負担感の軽減や子どもの健やかな成長のためには、父親の子育てへの参画が重要であり、男性の育児・家事参画を積極的に推進する必要があります。

【具体的な取組み】

● 男性の働き方の見直し

企業や大学等に出向き、男性従業員の働き方の見直しや家事・育児に参画しやすい職場づくりを促す講座のほか、将来のイクメン・カジダンを増やすためのライフキャリアを考える講座を開催するなど、男性の家事・育児への参画を推進します。



イクメン・カジダン出前講座

(4) 結婚を希望する男女への支援

将来結婚したいが、適当な相手にめぐり合わないため結婚していないという男女が多くなっています。また、県や市町村に結婚支援に取り組んでほしいとの意見も多くなっています。

施策の方向性

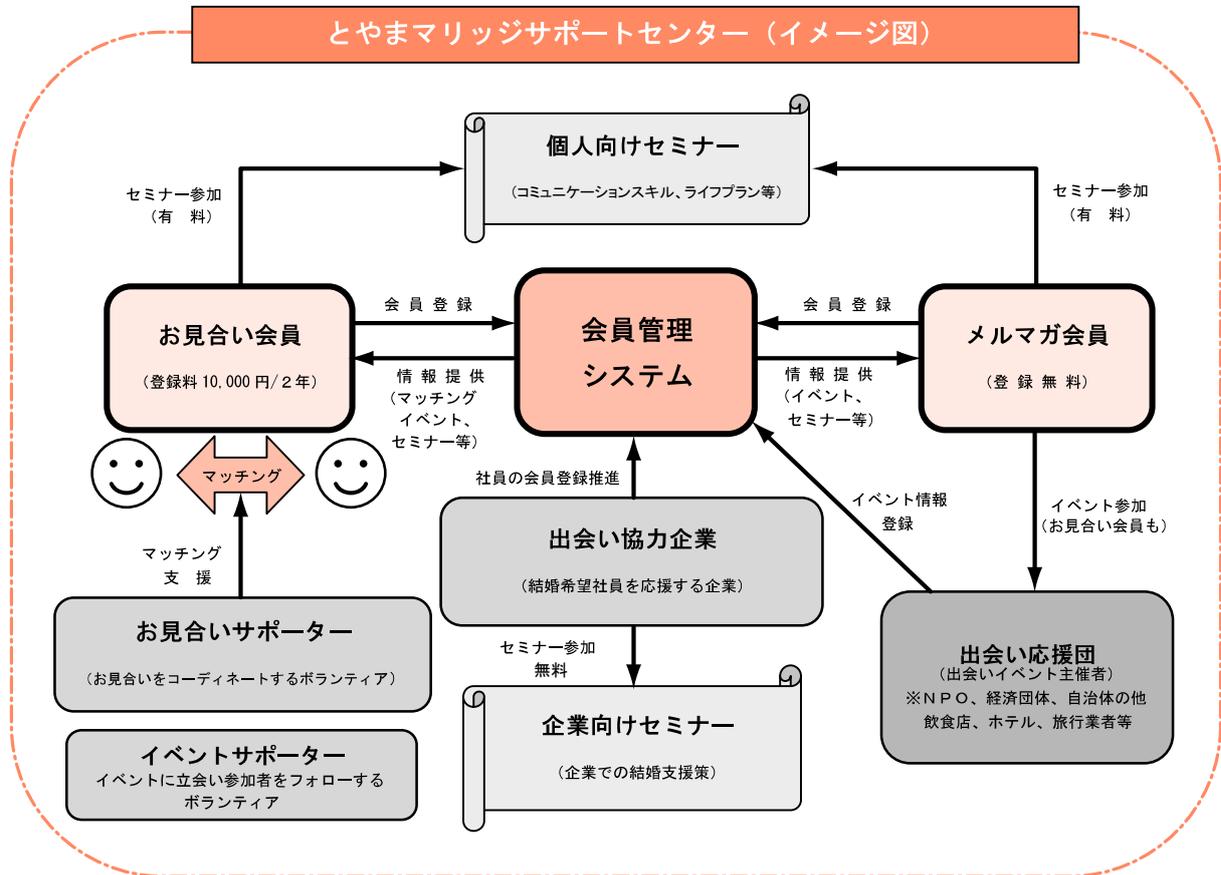
未婚化、晩婚化が少子化の進行の大きな要因となっていることから、少子化傾向に歯止めをかけるため、積極的に結婚支援施策を展開する必要があります。

このため、結婚を希望する男女一人ひとりに合った出会いの場の提供や、コミュニケーション能力の向上に向けた取組みを進めるとともに、社員の結婚を応援する企業の増加を図るなど、結婚支援に対する理解を促進することが必要です。

【具体的な取組み】

● **とやまマリッジサポートセンター事業の推進**

- ・ 結婚を希望する男女一人ひとりに合った出会いの場の提供や、スキルアップセミナーの開催、結婚支援に関する情報提供などを総合的に行い、支援の充実を図ります。
- ・ 日曜サテライトオフィスの開設や出張登録会の開催など、入会希望者の利便性向上を図ります。



● **男女の出会いの機会づくり**

若者が地域で気軽に参加でき、出会いの機会が得られるようなイベントの開催を支援します。

(5) 若い世代へのライフプラン教育の推進

男女ともに、早いうちから結婚・出産・子育てを視野に入れた人生のビジョンを描き、自らのライフプランを考えることが重要です。

また、若い世代に対し、妊娠や女性の健康管理等についての正しい知識を普及し、結婚や、出産・子育てをライフプランに適切に位置づけるための理解を広めることも必要です。

施策の方向性

若い世代が、今後の人生について主体的に考えることにより、自らに合った結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、ライフプラン教育を推進する必要があります。

【具体的な取組み】

中学校での取組み	妊娠・出産やライフプランに関する内容について、教科等の指導計画に位置づけられており、保健体育、技術・家庭科、特別活動等を通し、生徒の実態に応じた指導を行います。
高校での取組み	県立高校において、家庭科の学習やインターンシップの機会に、保育所で乳幼児と触れ合う保育体験を実施します。また、富山で働き子育てする良さを知らせるため、ライフプラン教育に関する小冊子を作成するとともに、高校生の赤ちゃんふれあい体験等を実施することにより、ライフプラン教育の普及・充実を図ります。
大学での取組み	学生を対象に、外部講師を大学等に派遣し、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産についての知識を提供するとともに、将来の仕事と併せて出産・子育てを視野に入れた自分のライフデザインを描く機会を提供します。
女性の健康に関する正しい知識の普及	働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

(6) Uターン就職の促進など若者の定着支援

若者の県外流出が人口減少・少子化の一つの要因となっています。若者の県外流出の主な原因として考えられるのは、高校卒業時の県外大学等への進学や、大学卒業時の県外就職などです。

施策の方向性

本県のUターン就職率は非常に高い状況にありますが、今後は、北陸新幹線の開業効果を最大限に活かし、若者の県内定着を一層促進する必要があります。

このため、県外大学等進学者のUターン就職の促進や、大都市圏在住の社会人のU・I・Jターンの推進、定住・半定住の促進に一層取り組むことが必要です。

【具体的な取組み】

● U・I・Jターンの推進

- ・ U・I・Jターン情報の発信を強化し、特に若者や女性にU・I・Jターンの動機付けを行います。
- ・ U・I・Jターン希望者と県内企業とのマッチングの機会を提供します。

● 定住・半定住の促進

- ・ 首都圏等での移住に関する情報発信の強化、相談体制の整備を進めます。
- ・ 空き家の活用など、移住者の受け入れ体制の整備に取り組みます。

(7) 多子世帯の経済的負担の軽減

本県においては、第3子以降の子どもの割合が比較的低い状況にあるとともに、県民が理想とする子どもの数と実際に欲しい子どもの数に大きな乖離があり、その理由としては、多くの方が「経済的負担が増えるのは大変だから」と答えています。

施策の方向性

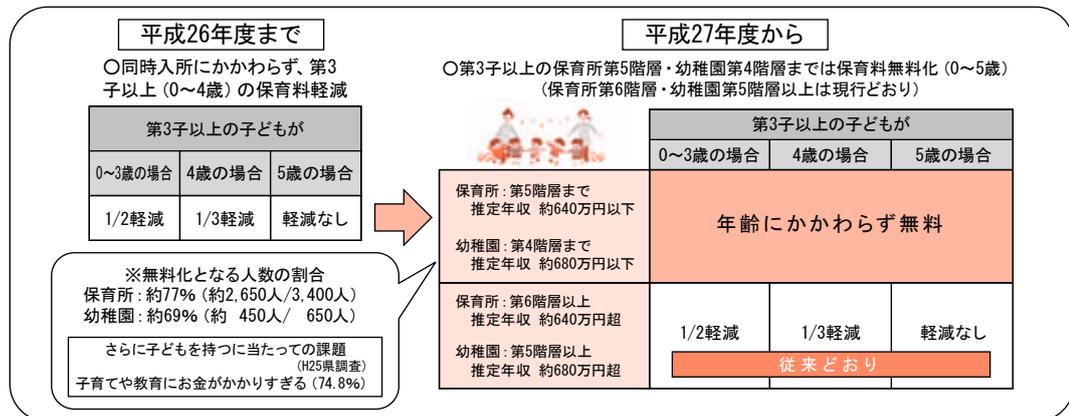
子どもを生み育てやすい環境をつくるためには、保育料等の支援・軽減などの経済的な負担軽減を図ることが重要であり、多子世帯の保育料の軽減について、対象年齢の拡大や軽減率の見直しなど、大幅な拡充を図ることが必要です。

また、多子世帯については、大学進学時における学費等の負担が大きいことから、将来の教育費への支援も重要です。

【具体的な取組み】

●多子世帯の保育料の軽減の拡充

市町村が行う保育所・幼稚園に通う第3子以降の保育料（一定所得以下の家庭）の無料化を支援します。



●多子世帯向け融資の拡充

多子世帯に対し、子どもの大学等への就学等に必要な費用の確保を支援するため、貸付対象を拡大するとともに、金利負担の軽減（実質的な無利子化）を図ります。

●子育て応援券の手厚い配付

子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた家庭に配付する、保育サービス等が利用できる「子育て応援券」について、多子世帯に対し、手厚く配付します。（第1子・第2子は1万円分、第3子以降は3万円分）

2 具体的施策の展開

<施策体系>

基本方針	基本的施策	施策の基本方向
Ⅰ 家庭・地域における子育て支援	1 子育て家庭に対する支援	(1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実
		(2) 情報提供・専門的な相談の実施
		(3) ひとり親家庭などに対する支援
	2 地域における子育て支援の促進	(1) 子育てを支援する人材の育成
		(2) 子育て支援活動の促進
		(3) 子育て支援のネットワークづくり
	3 安心して子育てができる生活環境の整備	(1) 子育てにやさしいまちづくり
		(2) 子どもの交通安全対策の推進
		(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
		(4) 良質な住環境の確保
	4 母と子の健康づくりへの支援	(1) 安全で安心な妊娠・出産の支援
		(2) 子どもの健やかな成長のための支援
(3) 障害や疾病のある子どもへの支援		
(4) 周産期医療等の充実		
Ⅱ 仕事と子育ての両立支援	1 仕事と生活の調和 ^(※1) の実現に向けた働き方の推進	(1) 働き方の見直し
		(2) 企業等における男女共同参画の取組み促進
	2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備	(1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援
		(2) 両立支援制度などの定着促進
		(3) 両立支援に取り組む企業への支援
	3 就業支援	(1) キャリアアップや再就職等の促進
(2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進		
Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援	1 子どもの権利と利益の尊重	(1) 子どもの権利と利益に関する広報・啓発
		(2) 子どもの人権侵害の未然防止、早期発見、早期対応
		(3) 養護を要する子どもへの支援
	2 子どもの健全な育成	(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進
		(2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進
		(3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進
		(4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実
	3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進	(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実
		(2) 家庭生活における性別による固定的役割分担意識の解消
	4 子どもの生きる力を育成する教育の推進	(1) 家庭の教育力の向上
		(2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実
		(3) 豊かな心を育む教育の推進
(4) 児童生徒の心と体の健康づくり		
Ⅳ 次世代を担う若者への支援	1 結婚を希望する若者への支援	(1) 結婚を希望する独身男女の応援
	2 ライフプラン教育の推進	(1) 自らのライフプランを考える機会の提供
	3 若者の定着支援	(1) 若者への就業支援の充実 (2) 若者や女性の定着促進
Ⅴ 経済的負担の軽減	1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減	(1) 県の特性に応じた施策等の推進
Ⅵ 子育て支援の気運の醸成	1 子育て支援の気運の醸成	(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する意識づくり
		(2) 家族のふれあいを促進する啓発活動

(※1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方・生き方が選択・実現できる状態。

基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援

子どもは生活の基盤である家庭において育まれることから、保護者が心に余裕を持って子どもに愛情を注ぐことができる、安定した家庭環境にあることが大切です。このため、妊娠・出産から子どもの成長段階に応じて、自信を持って子育てにあたることができるよう、情報提供・相談の実施、教育・保育の提供など、家庭に対する支援を進めます。

また、地域の人々や団体などによる子育て支援活動を促進し、子育て家庭を見守り、支える地域づくりや、子どもや子ども連れの人、妊婦などが安心して外出できる子育てに配慮された生活環境の整備に取り組みます。

さらに、妊娠・出産のリスクや不安を軽減し、生まれてくる子どもの障害の予防、早期発見、早期対応を図るため、母子保健や周産期医療などの体制整備や障害等を有する子どもに対する支援を行います。

1 子育て家庭に対する支援

現状と課題

核家族化や都市化の進行等により、家庭や地域の子育て機能が低下し、子育てに対する不安感や負担感が大きくなっています。

こうした状況の中、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労の有無や状況にかかわらず、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量の拡充と質の向上を図っていくこととしています。

本県においては、保育所の待機児童は発生していないものの、3歳未満の入所児童が増加しており、延長保育や病児・病後児保育等の多様な保育に対するニーズも高いことから、地域の実情に応じて計画的に教育・保育を提供し、子育て支援の充実を図ることが求められています。

このため、子育て家庭のニーズに対応した支援の拡充に必要な職員の確保を推進するとともに、より一層の資質の向上を図る必要があります。

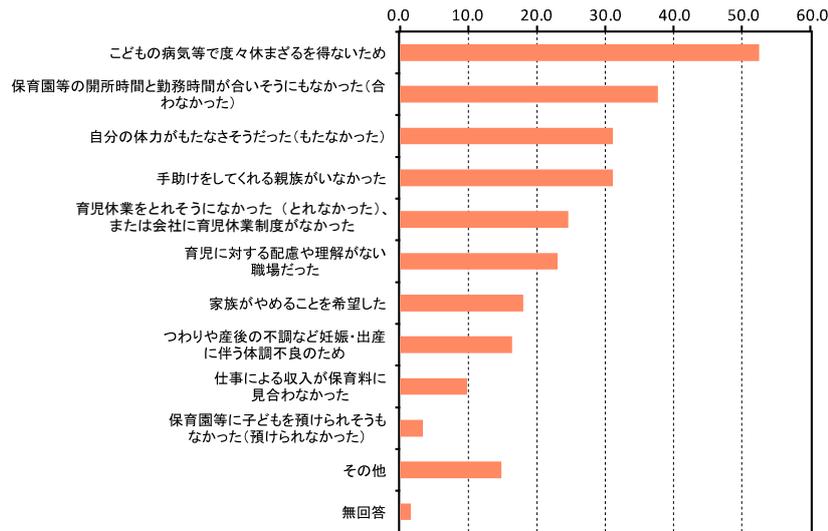
また、子ども・子育て支援新制度において、放課後児童クラブの利用対象が「おおむね10歳未満の小学生」から「小学生」に拡大されるとともに、全国共通の研修を受講した有資格者を置くことが必要となります。

このため、指導員の人材確保と質の向上に努めるとともに、子育て家庭のニーズを踏まえ、放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間の延長など、より一層の充実を図る必要があります。

また、子育てに関する不安感や負担感を解消するため、子育て家庭に対し、適時適切な情報提供や関係機関、団体等が実施する相談窓口の周知、相談体制の充実を図るとともに、子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援の中から、子どもや保護者がニーズに合わせて、適切な支援を選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談・援助等を行う必要があります。

ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭の多くが、生活費や子育て、家事等に様々な悩みを抱えており、こうした家庭の経済的自立を図るための就業支援や、仕事と子育ての両立を支える子育て、生活支援策等が求められています。

◎仕事と育児の両立の難しさで仕事を辞めた理由



資料：「子育て支援サービスに関する調査」(H25 富山県)

<みなさんの意見>

- ・ 病児保育の不足が仕事と子育ての両立を困難にしていると聞く。(基本計画策定部会)
- ・ 保育所での延長保育は働く保護者にとって必要であるが、小学校低学年においても同じような支援があるとよい。(タウンミーティング)
- ・ 放課後児童クラブの設置を促進してほしい。(タウンミーティング)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実	
①地域の実情に応じた幼児教育・保育の充実と一体的な提供の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の待機児童が年間を通して発生しないよう、市町村に対し、適正な定員の確保や定員の弾力運用について助言します。 ・ 小規模保育や地域の子どもを受け入れる事業所内保育など地域のニーズに応じた多様な保育の提供を支援します。 ・ 保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、教育と保育を一体的に行う認定こども園について、地域の実情や事業者の意向を踏まえながら、普及を図ります。 ・ 既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行については、地域の実情に応じて適切な利用定員が設定されるよう、市町村と十分協議しながら認可・認定を行うことを基本とします。 ・ 地域の実情に応じて計画的に教育・保育を提供するため、認定こども園や保育所の施設や設備の整備を支援します。
②延長保育等の多様な保育の拡充と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の働き方の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育^(※1)など多様な保育の充実を支援します。 ・ 市町村等に事業実施に必要な情報提供や助言等を行い、保護者ニーズを踏まえた病児・病後児保育を充実します。

(※1) 休日保育 保育所等において、日曜・祝日等に保護者の勤務等により保育を必要とする子どもを預かるもの。

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター^(※2)等における一時預かり^(※3)事業を促進します。 ・臨時的な保育ニーズに対応するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター^(※4)の普及と充実に努めます。 ・家庭において養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設^(※5)等で預かる事業（子育て短期支援事業^(※6)）を実施する市町村を支援します。
③特別な配慮を必要とする子どもへの保育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に特別な配慮を必要とする子どもに対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修を実施するなど、障害児保育を充実します。
④幼児教育・保育の従事者の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育を担う幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善を支援するとともに、職員の処遇改善等を行い、人材の確保を図ります。 ・幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有することが求められていることから、どちらか片方の免許・資格のみを有している者が、もう一方の免許・資格を円滑に取得できるよう支援します。 ・保育士・保育所支援センターにおいて、市町村や関係機関と連携しながら、保育士の資格を持つ人材の発掘や再就職等の支援、相談支援等を行い、保育士確保対策を推進します。 ・幼稚園教員等の資質向上のため、研修内容の充実を図るとともに、県教育委員会が主催する研修へ保育所保育士の参加や参画を促進します。 ・保育教諭や保育士等に対し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等を踏まえた資質の向上を図る研修を充実します。 ・幼児と児童の交流の機会や小学校教員との意見交換、合同研修の機会を設けるなど、幼・保・小の連携を推進します。 ・県・市町村の幼稚園、保育所を所管する部局の一層の連携を促進します。

(※2) **子育て支援センター** 市町村が、保育所、児童館等を利用して開設する地域の子育て支援の拠点となる場所。子育てに関する相談や情報提供、親子の交流事業などを行う。

(※3) **一時預かり** 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、主として昼間に保育所等において一時的に乳幼児を預かるもの。

(※4) **ファミリー・サポート・センター** 市町村が設置する、育児等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互援助活動を行う会員組織。急な残業時など、既存の保育サービスで対応できない保育ニーズに対応。

(※5) **児童養護施設** 保護者のいない児童や、保護者のもとで養育させるのが不適当な児童を入所させて養育するとともに、退所した者についての相談その他の自立のための援助を行う施設。

(※6) **子育て短期支援事業** 保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において養育・保護を行う事業。ショートステイ（短期入所）とトワイライトステイ（夜間養護）がある。

<p>⑤ 幼児教育・保育内容の評価と質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設も含め、運営に関する研修や指導監査を実施します。 ・自己評価の実施や福祉サービス第三者評価制度^(※1)の普及を進めます。 ・保育所や幼稚園、認定こども園等の運営の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、施設運営状況等に関する情報公表を進めます。 ・利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情解決体制の整備を促進します。 ・保育所等において、子どもを安心して育てることができるようインフルエンザ等の感染症対策を充実します。
<p>⑥ 放課後児童クラブ等の拡充と指導員の資質の向上等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後クラブや「とやまっ子さんさん広場^(※2)」の整備や運営を支援します。 ・放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化等の運営改善を支援します。 ・放課後児童クラブ等について理解を深める講座を開催するなど、放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間延長に必要な人材を発掘・育成します。 ・放課後児童クラブの質の向上を図るため、放課後児童支援員の認定研修を実施するとともに、障害のある子ども等の受け入れや指導員としての役割を十分果たせるよう、資質向上を図るための研修を実施します。 ・特別支援学校等の児童生徒を対象とした放課後の一時預かりを実施します。
<p>⑦ 子育て支援拠点の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター等の設置促進と地域における子育て支援機能の充実を図ります。 ・妊婦や在宅で保育を行っている3歳未満の子どもを持つ保護者も身近な子育て支援拠点である保育所におけるサービスが受けられる「マイ保育園」制度の利用促進を図ります。 ・妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を実施するため、子育て支援の取り組みを行う保育所等と小児科・産婦人科等との連携を促進します。 ・認定こども園、幼稚園、富山型デイサービスなどにおける子育て支援の取り組みを促進します。

(※1) **福祉サービス第三者評価制度** 第三者機関が社会福祉施設を専門的かつ客観的立場から評価することにより、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適正な選択に資する制度。

(※2) **とやまっ子さんさん広場** 地域住民やボランティア団体等が公民館や民家などを活用して自主的に取り組む異年齢の子どもの居場所づくり活動。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
通常保育の受入児童数 うち 3歳未満児の受入れ児童数	30,654人 12,245人	29,158人 12,391人	市町村計画値を目標とする。
待機児童数	0人	0人	待機児童0人を維持する。
延長保育実施保育所数	216か所	231か所	市町村計画値を目標とする。
休日保育実施保育所数	59か所	72か所	市町村計画値を目標とする。
一時預かり事業実施箇所数	137か所	150か所	市町村計画値をもとに、更なる上積みを目指す。
病児・病後児保育事業実施箇所数	76か所	103か所	市町村計画値を目標とする。
障害児保育の研修を受けた保育士数	1,414人	2,341人	1保育所あたり3名程度の受講を目指す。
放課後児童クラブ数(再掲)	219か所	259か所	市町村計画値を目標とする。
放課後児童クラブの登録者数	7,510人	10,387人	市町村計画値を目標とする。
放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数(再掲)	58か所	78か所	市町村計画値を目標とする。
とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数(再掲)	23か所	25か所	放課後児童クラブへの移行等を見込み、ほぼ現行数を目標とする。
地域子育て支援センター設置箇所数	76か所	91か所	市町村計画値を目標とする。
利用者支援事業実施市町村数	—	15市町村	全市町村での実施を目指す。
幼稚園子育て支援実施園の割合(預かり保育、園庭・園舎の開放、子育て情報の提供、子育て相談など)	100%	100%	引き続き全幼稚園での実施を目標とする。
第三者評価を受ける保育所数(累計)	37か所	50か所	毎年2か所程度ずつの受審を推進する。



(2) 情報提供・専門的な相談の実施	
①子育て支援情報の提供や相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した効果的な情報発信や、子育て支援のみならず、結婚、妊娠・出産等のライフステージに応じた情報提供を行うホームページの構築など、情報提供の充実に努めます。 ・各分野の相談機関等との連携強化と相談員の資質向上に努めます。 ・電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能を充実します。
②妊娠・出産に関する情報提供や専門相談などの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の不安や悩み、疑問等をいつでも気軽に相談できるよう、相談窓口の充実とその情報提供に努めます。 ・母と子の愛着形成の促進と豊かな母性意識の醸成を図るための支援を行います。 ・市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及に努めます。 ・市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援します。
③子育て家庭に対する総合的な相談・支援機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が多様な支援の中から、ニーズに合った適切な支援を選択して利用できるよう、子育て支援センター等の身近な場所で、情報提供や相談・助言等を行う機能を充実を図ります。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
ホームページ「子育てネッ!とやま」等へ小学生以下の子どもを持つ家庭がアクセスする割合	38.2%	上昇を目指す	県の子育て支援に関するホームページへのアクセスも含め、上昇を目指す。

(3) ひとり親家庭などに対する支援	
①相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員^(※1)の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭などが身近なところで相談できるよう、相談機能を充実します。 ・民生委員・児童委員^(※2)等地域の相談機関や市町村などとの連携を促進します。 ・生活困窮者自立支援窓口など相談支援機関において、経済的自立のみならず日常生活や社会的自立などに関する相談支援を実施します。 ・養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進します。

(※1) 母子・父子自立支援員 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進のため、子どもや家庭のこと、福祉資金の貸付や就業などの相談を行い、自立を支援する専門相談員。

(※2) 民生委員・児童委員 民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼務。児童委員は、地域の児童および妊産婦の生活や環境状況を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにする、それらの者に対する福祉サービスを行なう者との連絡調整を行う。

②生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進します。 ・学習支援ボランティアによるひとり親家庭の児童への学習支援を促進します。 ・ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、または、就業のための訓練が受けられるよう、保育所等の優先的利用や子どもの居場所づくりを促進します。
----------	--

2 地域における子育て支援の促進

現状と課題

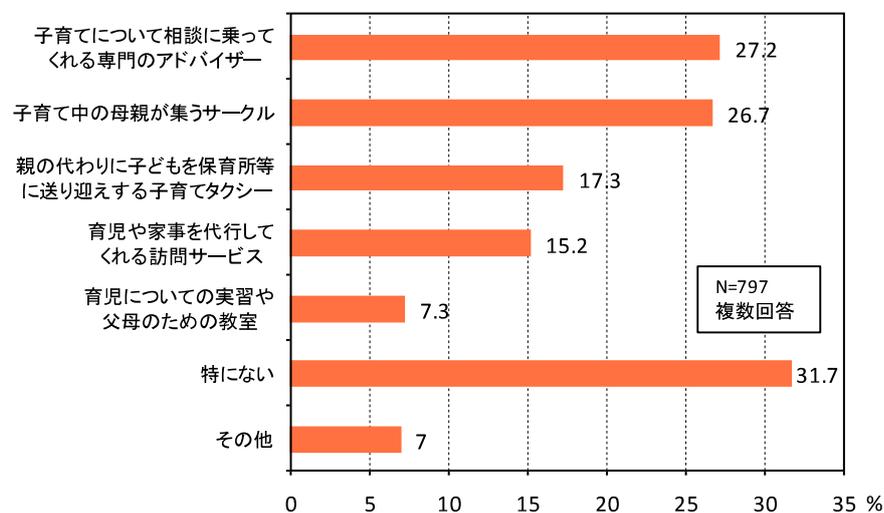
核家族化や都市化が進む中、家庭の子育て力が低下しており、育児の孤立化や子育てに対する不安の増大など、子育てに伴う不安感、負担感が高まっています。

地縁による共同体意識が薄まりつつある中で、地域の潜在的な福祉力を活かすためには、行政では行き届かない、きめ細やかな子育てに関する支援を担う人材や団体を育成する必要があります。

特に、豊かな経験や知識を有する元気な高齢者を中心に、子育てに関する知識やノウハウを生かしたボランティア活動への参加を促進する必要があります。

子育て家庭が身近で利用できればよいと思うサービスとして、多くの方が子育て中の母親が集うサークルを希望していることから、地域における子育てサークル等の活動を促進するとともに、効果的に活動できるよう、情報提供や各種子育て支援団体等の情報交換の機会を設けるなど、相互の連携を促進する必要があります。

◎身近で利用したいサービス



<みなさんの意見>

- ・祖父母世代の支援が、子育てにとって非常に大切。(基本計画策定部会)
- ・子育て家庭の育児に対する不安感や負担感は大きく、地域全体での子育て支援が必要。(タウンミーティング)
- ・休日に親子で触れ合いながら、母親同士の交流もできるイベントがあればいい。(パブリックコメント)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子育てを支援する人材の育成	
① 子育て支援ボランティア等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における身近な相談相手である母子保健推進員^(※1)などの育成を支援し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指します。 ・高齢者等の知識やノウハウを活用し、保育施設等でボランティア活動を実施できる人材を、市町村と連携して育成します。 ・子育て支援に関する全国共通の研修を修了した方を「子育て支援員」として認定し、多様な保育や放課後児童クラブ等において、地域の実情やニーズに応じて活動する人材を育成します。
② 祖父母による子育て支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母や地域の先輩中高年齢者に対し、妊娠・出産・子育てについての情報を提供します。
③ 子どもの豊かな遊びや体験活動を創造、普及する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自然体験、奉仕活動、遊びなど児童健全育成に取り組む団体の育成と活動を支援します。 ・青少年の野外活動等を指導するボランティアの育成を促進します。 ・児童の健全育成に取り組む団体で実施している認定指導員やジュニアリーダーの養成講座等により、子どもの遊びの指導者づくりを推進します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
子育てシニアサポーター ^(※2) など、子育て支援活動している人の数	273人	370人	毎年概ね20名程度の増加を目指す。
ファミリー・サポート・センター登録者数（サービス提供者）	1,598人	1,800人	毎年概ね40名程度の増加を目指す。
県児童クラブ連合会認定指導員数	438人	460人	毎年概ね5人程度ずつの養成を目指す。

(2) 子育て支援活動の促進	
① 異年齢の子どもや親子が集い交流する活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保します。 ・次世代を担う児童の健全育成を支援します。 ・地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。 ・地域住民等が、保護者の就労状況や子どもの年齢等にとらわれず、多様な形で自主的に子どもの居場所づくりに取り組む「とやまっ子さんさん広場」を市町村と連携しながら推進します。

(※1) 母子保健推進員 母と子の健康づくりのため、市町村長が委嘱し、育児サークル活動や健康診査への支援、家庭訪問等の活動を行うボランティア。

(※2) 子育てシニアサポーター 子育て支援活動に意欲のある方で、保育所や児童館など地域の身近な施設において、地域の実情に応じた子育て活動を行うボランティア。

②NPO等の子育て支援団体の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな子育て支援活動を推進するため、地域において、NPO、子育てサークル等が行う子育て支援活動を支援します。 ・子育て支援に関するNPOやグループ等の先進的な取組みについて、子育て支援活動をしている団体等へ情報提供を行い、活性化を促進します。 ・地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの運営を支援します。
--------------------	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
子育てサークル活動組織数	185	増加を目指す	H25年度よりも増加させる。
ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村	15市町村	全市町村での実施を目指す。

(3) 子育て支援のネットワークづくり	
①子育て支援関係機関の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援関係機関の連携・ネットワーク化を促進します。 ・県内の子育て支援センター相互の情報交換や研修会等を行う子育て支援センター連絡協議会の活動を支援します。
②子育て支援を行う地域の様々な団体のネットワーク化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体の活動が効果的、効率的に行われるよう、ネットワークの形成を推進します。 ・子育て支援団体等の活動発表、交流等を行うイベントを開催し、子育て家庭との交流を図るとともに、子育て支援団体等の連携を促進します。 <div data-bbox="539 1214 959 1518" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="970 1489 1262 1518">とやまっ子みらいフェスタ</p>

3 安心して子育てができる生活環境の整備

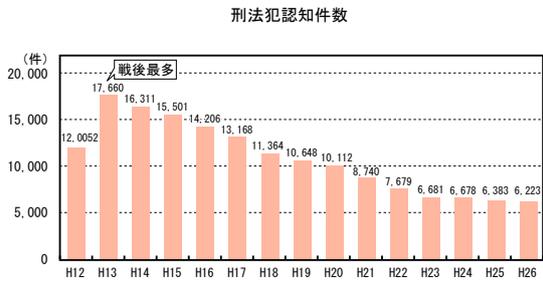
現状と課題

子どもを安心して生み育てるには、安全で安心できる生活環境の整備が重要であり、子育て中の親子が安心して外出できるように、子育てにやさしいまちづくりを推進する必要があります。

中学生以下の子どもの交通事故の多くが「買い物、訪問」、「通学・通園」時に発生していることから、校区内を安心して歩けるよう、学校、地域、道路管理者等と連携して交通事故の発生が予想される危険箇所を把握し、情報の共有化を図るとともに、歩道や交通安全施設等の道路交通環境の改善に取り組み、事故の未然防止対策を実施することが必要です。

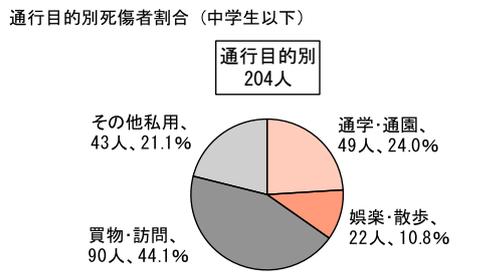
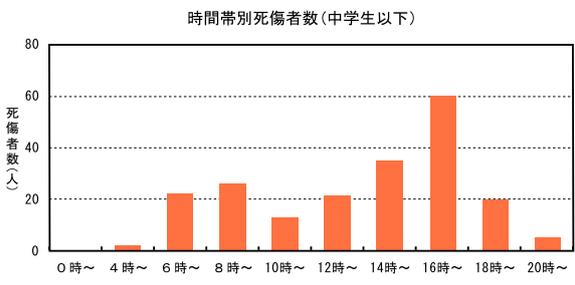
下校途中の小学生に対する不審な声かけ・つきまとい等は県民に大きな不安を与えており、今後とも、子どもの危険予測や回避能力を高める防犯安全教育を効果的に推進するとともに、地域全体で子どもの安全を見守る体制の充実に努める必要があります。

子育て家庭を含む多世代世帯が安心して生活できるような良好な居住環境（生活環境）が求められています。



年度	H16	H21	H22	H23	H24	H25
件数	100	59	86	96	125	116

資料：県警察本部



資料：H25 交通事故白書（県警察本部）

資料：H25 交通事故白書（県警察本部）

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子育てにやさしいまちづくり																																					
①子育てバリアフリー化の推進及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の都市公園整備を推進します。 ・都市公園の新設整備および既存施設の更新の際、誰もが安心して安全に利用できるよう、「富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき整備します。 ・すべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、県内の公共施設や金融機関、病院などのバリアフリー化の状況をマップとして情報提供することにより福祉のまちづくりを推進します。 																																				
②子ども連れにやさしい施設・設備の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の方が安心して文化活動等に参加できるように、公共施設や行事等における臨時保育室の設置を促進します。 																																				
③安全・安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺等への防犯カメラの設置を促進します。 ・通学児童が安全に通行できる歩道等のハード整備を推進します。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特に重要な通学路延長</td> <td>km</td> <td>301.9</td> <td colspan="6">301.9</td> </tr> <tr> <td>うち歩道等設置延長</td> <td>km</td> <td>179.5</td> <td>180.6</td> <td>181.6</td> <td>182.4</td> <td>183.7</td> <td>184.3</td> <td>185.3</td> </tr> <tr> <td>安全に通学できる歩道割合</td> <td>%</td> <td>59.5</td> <td>59.8</td> <td>60.2</td> <td>60.4</td> <td>60.8</td> <td>61.0</td> <td>61.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料 富山県土木部</p>		単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	特に重要な通学路延長	km	301.9	301.9						うち歩道等設置延長	km	179.5	180.6	181.6	182.4	183.7	184.3	185.3	安全に通学できる歩道割合	%	59.5	59.8	60.2	60.4	60.8	61.0	61.4
	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																													
特に重要な通学路延長	km	301.9	301.9																																		
うち歩道等設置延長	km	179.5	180.6	181.6	182.4	183.7	184.3	185.3																													
安全に通学できる歩道割合	%	59.5	59.8	60.2	60.4	60.8	61.0	61.4																													

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
都市公園の面積	1,589ha	1,600ha	総合計画での指標を目標とする。 (都市公園の開設済み面積)
安全に通学できる歩道割合	61.4%	63%	県の整備見込みに基づき設定。 特に重要な通学路の63%に歩道等を設置する。

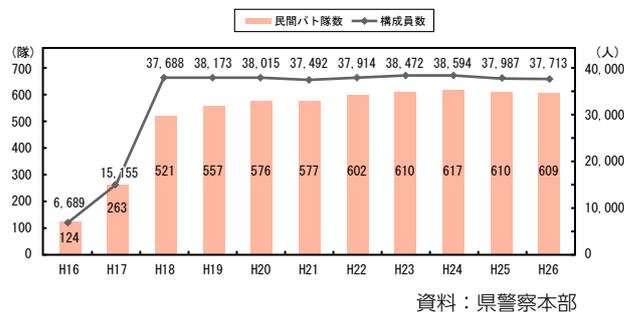
(2) 子どもの交通安全対策の推進

①交通安全教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・親・高齢者の交流を通じた、体験・実践型の交通安全教育を推進します。 チャイルドシートの普及・啓発と適切な着用を推進し、チャイルドシート着用推進の指導者を育成します。 自転車利用時のヘルメット着用の広報を推進します。 幼児二人同時乗用自転車の安全運転講習等を開催します。 街頭指導等を通じた交通ルール・マナーの指導・啓発を行います。 子ども自転車大会の開催を通じて交通安全意識の高揚を促進します。 <p>チャイルドシート使用状況調査(使用率の経年推移: 6歳未満全体) (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県</td> <td>64.2</td> <td>69.2</td> <td>67.1</td> <td>70.3</td> <td>68.5</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>56.8</td> <td>57.0</td> <td>58.8</td> <td>60.2</td> <td>61.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>チャイルドシート使用状況全国調査(警察庁/日本自動車連盟(JAF))より作成</p>	区分	H22	H23	H24	H25	H26	富山県	64.2	69.2	67.1	70.3	68.5	全国平均	56.8	57.0	58.8	60.2	61.9
区分	H22	H23	H24	H25	H26														
富山県	64.2	69.2	67.1	70.3	68.5														
全国平均	56.8	57.0	58.8	60.2	61.9														
②交通危険箇所の調査と安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生が交通安全ホームページの制作に取り組むことにより、身近な交通環境の再認識を促進します。 通学路の交通安全の確保に向けた取組みを推進します。 幼児、小中学生と学校等が交通危険箇所を調査して、ヒヤリマップの作成に取り組むことにより、交通安全意識を啓発します。 重大な交通事故発生現場での実地調査により、子どもの安全に配慮した交通施設等の道路交通環境の改善と整備を推進します。 																		

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
バリアフリー化信号機の設置数	60基	72基	主要駅周辺の主な経路にある信号機の8割のバリアフリー化を目指す。
チャイルドシートの使用率	70.3%	極力100%	未就学児の死傷防止のため、可能な限り100%の使用を目指す。
交通事故死傷者 [死者数] [負傷者数]	53人 5,338人	43人以下 5,500人以下	総合計画、富山県交通安全計画を基に設定。

(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進	
<p>①犯罪被害にあわないための防犯安全教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター^(※1)」の活動、防犯活動に取り組む事業者による地域の防犯活動を身近に体験することにより、防犯に対する意識や防犯活動への理解を促進します。 ・防犯意識を高め、不審者に対する対処方法を身につけるため、幼稚園等や小学校において、「こども安全サポーター」による防犯安全教室の開催を推進します。
<p>②犯罪から地域の子どもの守る意識を高める情報提供・指導の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間パトロール隊や「地区安全なまちづくり推進センター」、防犯活動に取り組む事業者に対して防犯活動に役立つ情報を提供し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進します。 ・児童の集団登下校の徹底や学校安全パトロール隊による見守り活動を推進します。 ・不審者情報等の共有化を図るために、リアルタイム共有システムへの登録と活用を保護者に呼びかけます。 ・県警ホームページや電子メールを活用し、子ども安全情報や子どもの犯罪の被害等の現状、防犯対策等をタイムリーに提供して子どもの安全を守る意識を高めます。 ・学校や関係機関と連携して、校区内の地域安全マップの作成や、「子ども110番の家^(※2)」への駆け込み訓練等を取り入れた防犯指導を推進します。
<p>③防犯ボランティアとの連携強化と情報の共有化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動の充実、事業者による地域の防犯活動を活性化し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進します。 ・防犯サポーターによる民間パトロール隊への活動支援を継続し、防犯ボランティアとの連携を強化します。 ・県警ホームページや電子メールを活用したタイムリーな防犯情報を提供します。 ・学校・PTA、民間パトロール隊等と通学路の安全点検や情報交換を行います。



(※1) 地区安全なまちづくり推進センター 富山県安全なまちづくり条例に基づき指定された市町村安全なまちづくりセンターが、その市町村内の一定の区域において子どもの安全確保対策をはじめとする安全なまちづくり活動を推進するため設置した団体。

(※2) 子ども110番の家 子どもが、知らない人に声をかけられたり、不審者に後をつけられたりして、身の危険を感じたときに通学路周辺の民家や商店、コンビニなど緊急避難先として駆け込む場所。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
青パト活動支援事業における青パト1台あたりの平均パトロール数	77回	80回	週2回のパトロール実施を目標とする。(春夏冬休み期間除く)
学校(幼稚園を含む)における刑法犯認知件数	155	毎年減少	具体的な目標数値の設定は困難だが、毎年の減少を目指す。

(4) 良質な住環境の確保

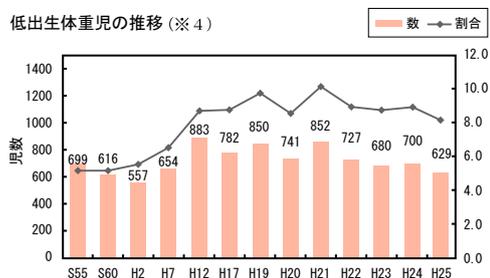
①子育て世帯を支援する良質な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・(一財)富山県建築住宅センターにおいて、住宅相談所を開設し、住宅相談や情報を提供します。 ・市街地再開発事業などにより、中心市街地への住宅供給を推進します。
②多世代同居住宅促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代世帯が同居できる住環境を確保するための住宅取得を支援します。

4 母と子の健康づくりへの支援

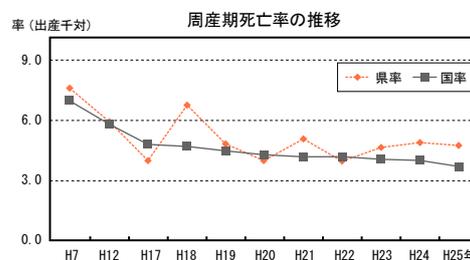
現状と課題

妊娠・出産・産褥期は、子どもの安らかな心身の発達に寄与する重要な時期であるため、この時期の母子と家族に、社会全体で切れ目のない支援をすることが重要です。

リスクの高い妊娠・出産に対応した高度な医療を安定的に提供するため、周産期医療体制^(※3)の更なる充実強化が求められています。

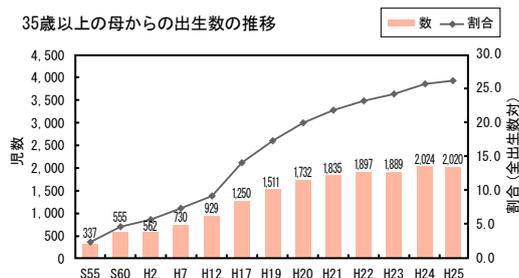


資料：県厚生部「人口動態統計」



資料：県厚生部「人口動態統計」

近年、晩婚化や出産年齢の高齢化に伴い、婦人科系疾患や不妊等に悩む方が増えています。希望する妊娠・出産の実現のためには、まずは妊娠等に対する正確な知識を持つことが重要であり、将来的に妊娠・出産を迎える若い男女が、自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発が求められています。



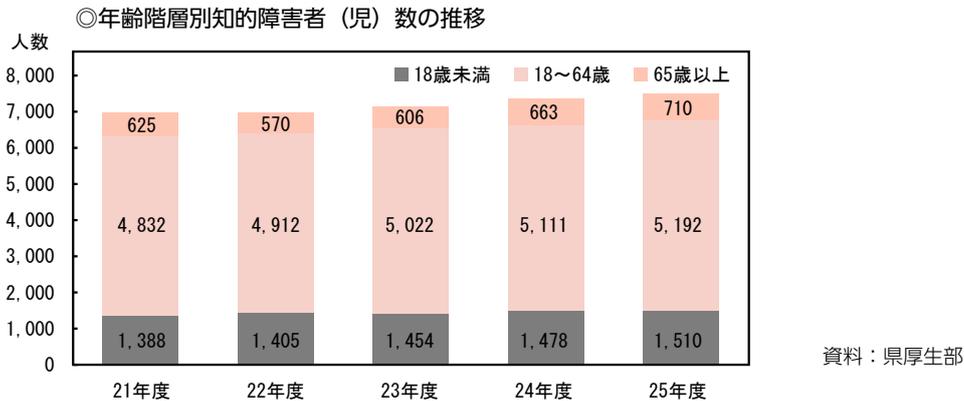
資料：県厚生部「人口動態統計」

(※3) 周産期医療体制 周産期における母と子の健康を守るため、産科、小児科など関係医療機関の連携を図り、円滑な救急医療活動や一貫した総合的な医療の充実を支援する体制。

(※4) 低出生体重児 出生時に体重が2,500g未満の新生児。

子どもの心身の健やかな成長を支援するため、乳幼児期から小児期にわたる一貫した健康診査の実施や相談体制の更なる充実が必要です。

障害のある子どもやその保護者に対しては、早期からの適切な対応（療育）が必要であり、発達障害^(※1)については、「気になる」という段階から親子をサポートできるような仕組みづくりが必要です。また、障害のある子どもの成長過程に応じて必要な情報が関係者に引き継がれる等、関係機関の連携のもとに福祉や教育が一貫して適切に提供されるよう、切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要です。



<みなさんの意見>

- ・安全に出産できる年齢で出産できるように、育児支援を手厚くすることや、早い時期から出産についての教育も必要。(県民会議)
- ・不妊治療は、女性だけでなく、男性の問題でもあることを啓発して欲しい。(タウンミーティング)
- ・発達障害のある子どもなど、色々な特性を持った子どもの居場所づくりが必要。(基本計画策定部会)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 安全で安心な妊娠・出産の支援

<p>①妊娠期からの継続した保健、医療等の支援体制の整備充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が整備するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）への支援等を通じ、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実に努めます。 ・医療機関と連携し、妊娠の早期届出を更に推進します。 ・妊婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発に努めます。 ・助産師外来の開設支援や、助産所における妊婦健診の普及啓発に努めます。 ・医療圏毎の妊婦健診医療機関と分娩医療機関の連携体制や、周産期医療関連施設との連携体制等の充実を図ります。 ・妊娠・出産に関する安全性を確保しつつ、快適かつ満足できる出産を支援し、産前産後の母の心身の安定を図るため、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。 ・社会的、身体的、精神的に支援が必要な妊婦に対して、保健、医療、福祉等、関係機関との連携による支援を充実します。
------------------------------------	---

(※1) 発達障害 自閉症、アスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)など、脳に何らかの機能障害があり、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得にかたよりや遅れがある状態をいい、通常低年齢で現れるといわれている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための健康教育やグループカウンセリング等の推進や相談体制を充実します。 ・生まれてくる子どもの歯の形成や妊婦自身の健康を守るため、妊娠中の歯と歯ぐきの健康づくりのための取組みを推進します。
②女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 ・女性の健康と妊娠・出産に関するホームページ「Mie.Net」による情報発信や、妊娠・出産の不安や悩みを気軽に相談できる「妊娠・出産悩みほっとライン」による個別相談などの充実を図ります。
③保健・医療従事者の資質の向上と連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の母子保健の推進体制を強化するため、市町村の母子保健の支援を行うとともに、地域の効果的な推進体制を検討し、地域の母子保健の向上を図ります。 ・母子保健に携わる保健師・助産師・看護師等が、産科小児科等の専門職や子育てを支える団体等と連携して、子育て中の家族からの相談に対して適切な支援を行うことができるよう、研修等を通して資質の向上を図ります。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
妊婦健康診査の受診率	96.5%	97%	更なる受診率の向上を目指す。
妊娠11週以下での妊娠の届出率	91.4%	極力100%	国の目標値に準じる。

(2) 子どもの健やかな成長のための支援

①乳幼児の健康診査や保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の満足度を意識した健康診査や相談体制を充実します。 ・健康診査を受診しない親子に対する支援の強化に努めます。 ・新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などの機会を活用し、育児に悩む保護者の早期発見とその支援に努めます。 ・支援を要する乳幼児に対して、相談会の充実や支援体制の強化に努めます。 ・乳幼児の事故防止、予防強化を図るため、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組みを支援します。 ・市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を推進します。 ・市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援します。
-------------------	---

<p>②母乳育児の推進や乳幼児の身体と心の健康づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に誇る高い母乳育児実施率を全国トップクラスのWHO、ユニセフ認定病院「赤ちゃんに優しい病院^(※1)」(全国68箇所のうち4箇所認定)認定数という本県の特長を活かし、関係機関、関係団体の連携による母乳育児推進のための更なる環境づくりを推進します。 ・母乳育児の継続を支援するための環境づくりを推進します。 ・幼児期から早寝早起きなど基本的な生活習慣が身につくように、あらゆる保健事業の機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。 ・乳幼児とその保護者に対する歯磨き習慣の定着等を支援し、健康の基礎となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。
--------------------------------	--

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
未熟児訪問指導の実施率	92.1%	95%	関係機関との連携を図りながら、更なる実施率の向上を目指す。
出産後1か月時における母乳育児の割合	64.4%	増加傾向へ	全国平均よりかなり高いが、引き続き向上を目指す。
1歳6か月健康診査の受診率	98.1%	98.5%	受診率の向上をめざす。健やか親子21の目標指標に基づき設定。
3歳児健康診査の受診率	96.9%	97%	保護者の関心を集め、受診率の向上をめざす。健やか親子21の目標指標を参考に設定。
むし歯のない子ども(3歳児)の割合	81.9%	85%	県民歯と口の健康プランの推進のためにも、さらに向上を目指す。
乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	100.0%	100%	目標を達成しているが、現状を維持する。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。
養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	86.7%	100%	全市町村での実施を目指す。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。

(3) 障害や疾病のある子どもへの支援

<p>①障害等を有する子どもの早期発見・早期療育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査、先天性代謝異常^(※2)等検査(タンデムマス法新生児マススクリーニング検査)^(※3)の推進や精度管理、フォロー体制を充実します。 ・難聴児に対し、補聴器の装用を促すことにより、言語の習得や社会性の向上を推進します。 ・障害のある子どもの早期発見・早期療育にかかわる人材を育成します。 ・市町村が行う乳幼児健診での障害児等の早期・適切な把握、対象となる子どもの早期療育を支援します。
------------------------------	---

(※1) 赤ちゃんに優しい病院 WHO・ユニセフが認定する病院であり、「母乳育児を成功させるための10カ条」を長期にわたって遵守し、実践する産科施設。

(※2) 先天性代謝異常(症) 生まれつき特定の酵素が欠損していたりして、代謝の働きが障害されているため起きる症状。

(※3) 先天性代謝異常等検査(タンデムマス法新生児マススクリーニング検査) 新生児における先天性代謝異常などの疾患やその疑いを早期に発見し、発病する前から治療が出来るようにすることを目的とした検査。

<p>②子どもの成長に応じた一貫した支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や関係機関との連携を強化し、小児慢性特定疾病対策を推進します。 ・慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする子どもとその保護者等に対する支援を充実します。 ・心臓病や糖尿病、がんなどの疾病や障害のある子どもとその保護者等を支援します。 ・医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携を強化し、障害のある子どもの成長に応じて一貫した支援が提供されるよう、支援体制の充実・強化に努めます。 ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、多様な障害への対応の強化に努めます。
<p>③発達障害に対する総合的な支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある子どもに対して、医療・教育・福祉関係機関の相互連携による総合的な支援体制を整備します。 ・発達障害をはじめとする、育てにくさを感じる親への早期支援を充実します。 ・発達障害者支援センター^(※4)において、地域機関へのコンサルテーションを行います。
<p>④家族を含めたトータルな支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターにおいて、厚生センターや市町村等と連携しながら、発達障害のある子ども及びその保護者等に対する発達支援や相談支援、情報提供等を行います。
<p>⑤子ども・家族にとっての身近な地域における支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある子ども及びその保護者等が、より身近な機関や地域で支援が受けられることができる体制を整備します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
富山型デイサービス ^(※5) 実施事業所数	105か所	176か所	新・元気とやま創造計画、富山県民福祉基本計画（改定版）において、全ての小学校区での整備を目指した指標を設定しており、この目標を維持する。
発達障害者支援センター実利用者数	1,154人	1,350人	H21～25の平均利用実績が1,333人のため、この数値を維持する。

(※4) 発達障害者支援センター 発達障害者（児）に対する支援を総合的に推進する県の専門機関。関係機関と連携しながら、専門職員による相談支援や医学的な診断、心理的な判定、就労支援などを行う。

(※5) 富山型デイサービス 年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービス。

(4) 周産期 ^(※1) 医療等の充実	
①周産期医療体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センター（県立中央病院）の整備・充実に図ります。 ・消防機関との円滑な連携による、母体及び新生児の救急搬送体制の強化を図ります。 ・地域周産期母子医療センターの機能を明確化し、緊急性、専門性、特殊性に応じた搬送に努めるほか、搬送先選定の迅速化に努めます。 ・「戻り搬送」等を促進することにより、NICU^(※2)の空床の確保に努めます。 ・周産期医療従事者の更なる資質向上のための研修会を充実します。 ・県境を越えた母体及び新生児の搬送受け入れが円滑に行われるよう、近隣各県等との広域搬送・相互支援体制の構築に努めます。
②小児医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・NICUにおいて新生児医療に従事する医師の処遇を改善します。 ・修学資金貸与制度を活用し、医師の確保・定着を図ります。 ・小児科医等による保護者向けの電話相談体制を整備します。 ・小児初期救急センターの運営を支援します。
③不妊症・不育症に関する正しい理解の促進と相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊症・不育症に関する相談体制の充実に図るとともに、性別に関わらず不妊症・不育症に関する正しい理解の促進に努めます。 ・相談業務に従事する職員の資質向上を図るための研修会を充実します。 ・職場における不妊症・不育症とその治療に関する正しい理解の啓発を図ります。

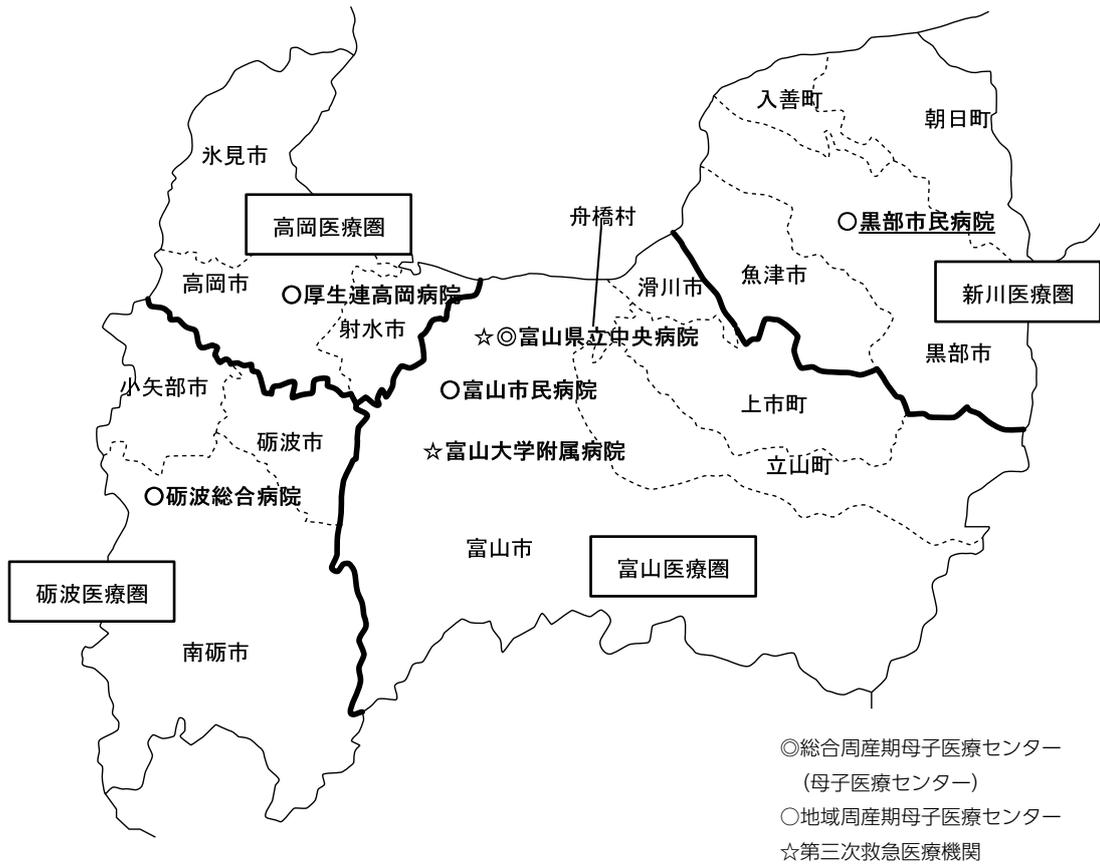
<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
主に小児科医療に従事している医師数 (小児人口1万人当たり)	11.0人 (H24)	12人以上	[小児科医数 (H22.12.31) + 小児科必要医師数] / H22の県0～14歳人口×1万人
主に産婦人科医療に従事している医師数 (出生千人当たり)	12.3人 (H24)	13人以上	[県内産婦人科、産科医師数 (H22.12.31) + 産婦人科医等必要医師数] / H22の出生数×10千人

(※1) 周産期 妊娠満22週以降、出生後7日未満の期間であり、出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの時期をいう。

(※2) NICU 病院において早産児や低出生体重児、または何らかの疾患のある新生児を集中的に管理・治療する部門。NICU (Neonatal Intensive Care Unit) は略語。

● 県内周産期母子医療センター配置図



◎総合周産期母子医療センター
(母子医療センター)
○地域周産期母子医療センター
☆第三次救急医療機関

県内NICU病床数の状況

○富山市民病院NICU休止前
H20.3まで NICU62床 (うち重症21床)

○富山市民病院NICU (14床) 休止後
H20.4～ NICU48床 (うち重症18床)

○県立中央病院増床 (5床) 後
H20.7～ NICU53床 (うち重症21床)
千人あたり2.3床
(全国平均2.0床)

○H24.4～ NICU66床 (うち重症27床)
千人あたり3.5床

富山県周産期医療協力体制

総合周産期母子医療センター
富山県立中央病院 (NICU29床)

＜役割＞
①24時間体制で母体搬送・新生児搬送を受け入れる体制
②リスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等

周産期第三次救急医療輪番制

- ・富山県立中央病院: NICU29床 (うち重症対応床12床)
- ・富山大学附属病院: NICU22床 (うち重症対応床12床)

二次医療圏(地域周産期母子医療センター) 比較的高度な産科医療・新生児医療			
新川	富山	高岡	砺波
黒部市民病院 NICU3床	富山大学附属病院 →(H23年4月1日認定) 富山市民病院	厚生連高岡病院 NICU9床 (うち重症対応床3床)	砺波総合病院 NICU3床

H20年4月～休止中

周産期母子医療センター連携病院

- 富山赤十字病院
- 済生会高岡病院

中等症妊産婦に対する医療

地域産科医療機関および助産所(主に正常妊娠・分娩を担当)

富山県の出生数および低出生体重児数

	H23	H24	H25
出生数	7,823人	7,880人	7,722人
2,500g未満児	680人	700人	629人
(1,000g未満児)	17人	25人	15人

基本方針Ⅱ 仕事と子育ての両立支援

出産や子育てを契機に離職する女性の割合は、全国平均よりも低いものの約4割となっており、就業が継続できるよう、子育てに関する職場の理解及び仕事と子育ての両立が可能な職場環境が求められます。

また、子どもを持つ男性にとっても、家族と過ごす時間や、親としての責任を果たすことができる時間が確保できる働き方が求められます。

そして、このような仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備することは、企業にとっても有能な人材を確保し、定着させる上で、また、業務を見直すことなどにより生産力を向上させることが期待できるなどのメリットがあり、将来への投資と捉えることができます。

こうしたワーク・ライフ・バランスを積極的に進めることの重要性を普及・啓発するとともに、このような取組みを行う企業に対して、顕彰など社会的に評価が高まる措置等を行うことにより、中小企業も含めたワーク・ライフ・バランスの自主的な取組みを支援します。

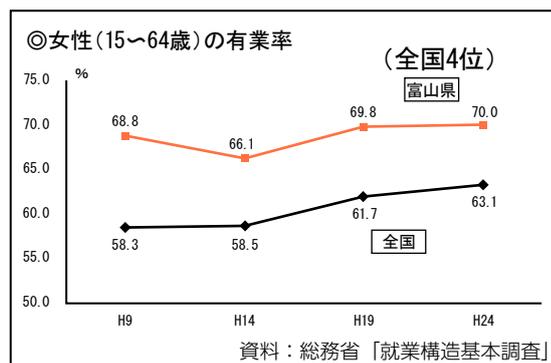
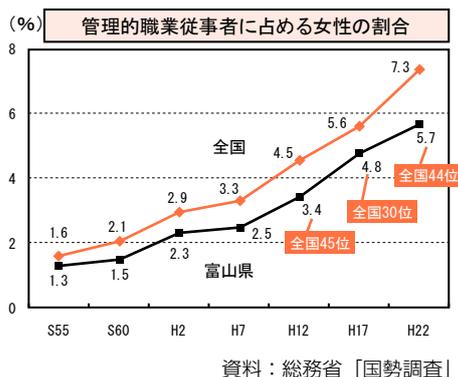
1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進

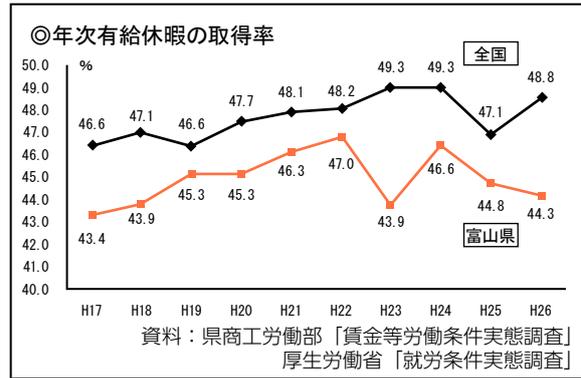
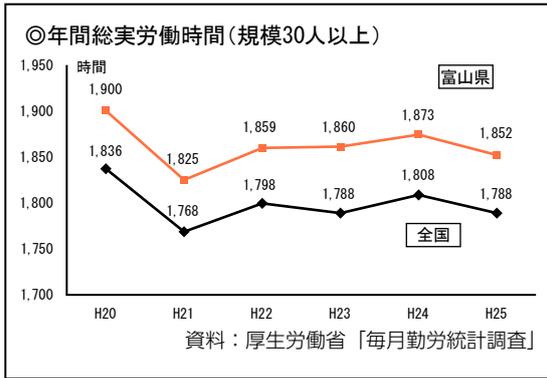
現状と課題

本県では、労働時間が全国の水準を上回っており、年次有給休暇取得率も全国平均よりも低い状況にあります。こうした状況が進めば、心身の疲労や仕事と子育て等の両立に関する悩みなど、仕事と生活に関する問題が増える可能性があると考えられます。健康で豊かな生活のため、仕事だけでなく、家庭や地域社会に関わる時間を確保することが必要です。

本県では、女性の就業率の高さや平均勤続年数の長さが全国トップクラスで、働き続ける女性の割合が高い反面、管理的職業従事者の割合が少ない状況にあります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮するためには、誰もが自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択でき、仕事と生活を自分の希望するバランスで展開できる職場環境づくりを進めるとともに、働き方の見直しや事業主の意識改革などを推進していくことが求められます。

・女性の就業率	[H22] 49.9% (全国47.1%：7位)	総務省「国勢調査」
・女性（15～64歳）の有業率	[H24] 70.0% (全国63.1%：4位)	総務省「就業構造基本調査」
・女性の平均勤続年数	[H26] 11.4年 (全国9.3年：2位)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
・共働き率	[H22] 54.7% (全国45.4%：5位)	総務省「国勢調査」
・女性雇用者に占める正社員の割合	[H24] 50.3% (全国41.1%：1位)	総務省「就業構造基本調査」
・民間事業所を含めた管理的職業従事者に占める女性の割合	[H22] 5.7% (全国7.3%：44位)	総務省「国勢調査」





<みなさんの意見>

- ・男性にもっと育児参画してもらうためにも、男性の働き方を変えていくことが大切。(基本計画策定部会)
- ・両立支援制度を取り入れる企業が増えつつあるが、制度を活用するための、会社の体制や環境づくりが大切。(タウンミーティング)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 働き方の見直し	
①仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職業生活と家庭生活が両立できる職場づくりの重要性に関する事業主・労働者双方の理解を深めます。 ・仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します。
②労働時間の短縮等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が労働時間の短縮に向けた取組みを行うよう、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかけます。
③多様で柔軟な勤務形態の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務やフレックスタイム^(※1)制など、働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進や、正規・非正規といった雇用形態に関わらない均衡な処遇の実現などについて、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかけます。 ・ICTを活用して自宅などで仕事をするSOHO^(※2)事業者の活動やテレワーク^(※3)の普及・啓発を行い、柔軟な働き方を推進します。
④企業と連携した家庭教育などの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会の充実を図ります。

(※1) フレックスタイム 一定期間(1ヶ月以内)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。

(※2) SOHO テレワークの一形態。Small Office Home Office の略称で、会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいは、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所です業を起こすこと。

(※3) テレワーク インターネット等の情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。主な形態として、在宅勤務、サテライトオフィス等の施設利用型勤務などの雇用型と、SOHOや在宅ワークといった自営型がある。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
年次有給休暇取得率	44.8%	60%以上	毎年3%程度の向上を目指す。
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.0% (H24)	H24の1割 以上減少	直近値の1割以上の減少を目指す。

(2) 企業等における男女共同参画の取組み促進

①男女雇用の機会均等確保の広報・啓発	・事業主や労働者等に対するセミナーの開催などにより男女の雇用機会均等や公正な待遇の確保について、広報・周知や意識の啓発を図ります。
②職場における男女共同参画の取組み促進	・事業所の役員クラスを対象とした男女共同参画チーフ・オフィサー ^(※1) の設置を促進し、事業所における男女共同参画意識の浸透を図ります。 ・優れた取組みを行う事業所への表彰制度や優良事例を紹介します。 ・県の入札参加資格の優遇措置等により男女共同参画を推進する事業所に対する認証制度の普及に努めます。 ・職場における性別による固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進します。

<目標指標>

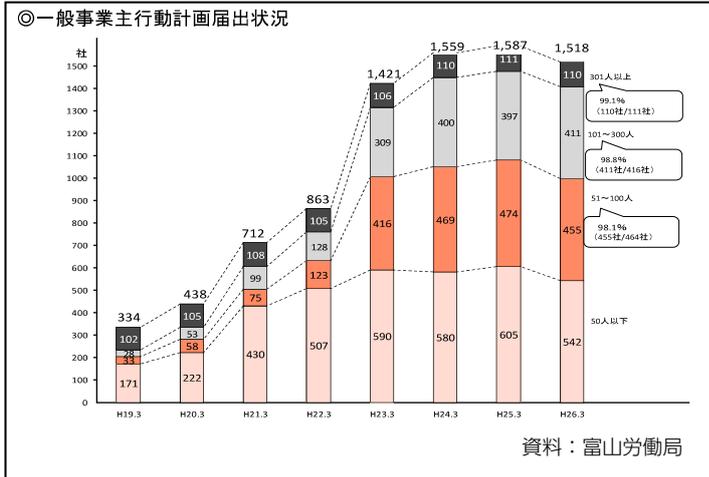
項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業所数	157事業所	188事業所	5年間で30事業所程度の増加(年間6事業所)を目指す。
男女の地位の平等感 職場の分野で平等になっていると感じている人の割合	19.4% (H21)	22%	新・元気とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標を目標とする。

(※1) 男女共同参画チーフ・オフィサー 県が企業の役員クラス等を対象に、企業における男女共同参画の推進責任者(チーフ・オフィサー)として委嘱し、企業の女性人材の活用や仕事と家庭の両立支援などの取組みを進めてもらうもの。

2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備

現状と課題

本県は、全国平均よりも中小企業の割合が高い状況を踏まえ、「子育て支援・少子化対策条例」により、平成23年4月から、法定規模（従業員101人以上）を上回る、従業員51人以上の企業に一般事業主行動計画策定の義務付け対象を拡大しています。今後は、より小規模な企業においても、両立支援の取組みが促進されるよう、計画策定対象を拡大（従業員30人以上）し、行動計画の策定を促進するとともに、計画の質の向上を図る必要があります。



◎従業員100人以下の企業の行動計画届出割合（上位10県 H26.3）

都道府県	届出割合(%)	全国順位
富山県	7.04	1
石川県	5.96	2
滋賀県	4.58	3
大分県	3.26	4
福井県	3.19	5
山口県	3.18	6
島根県	3.10	7
愛媛県	2.89	8
広島県	2.77	9
徳島県	2.52	10

資料：厚生労働省発表資料を基に県商工労働部で試算

性別による固定的役割分担意識は解消傾向にありますが、家庭における役割分担の状況は、家事・育児のいずれも、妻が分担している割合が極めて高くなっています。

国際的にみても日本の夫の家事時間は低水準にとどまっています。働き方を見直し、男性も家事・育児等に参画できるような環境づくりや意識改革を行うことが必要です。

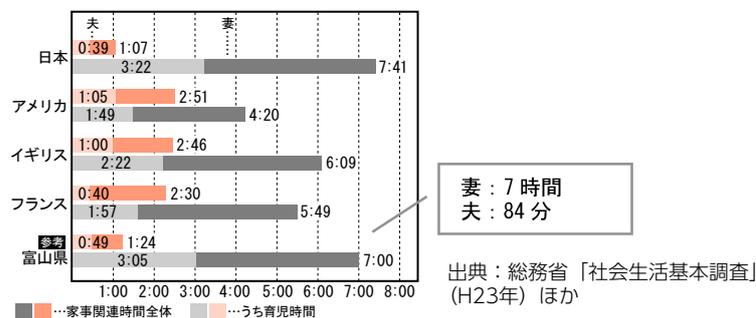
「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について

	H16	H21
賛成	40.0%	➔ 34.1%
反対	43.8%	➔ 52.2%

家庭における役割分担の状況

	H16			H21		
	妻	夫	夫婦同程度	妻	夫	夫婦同程度
家事	78.6%	0.8%	8.8%	80.2%	0.4%	10.1%
育児	62.8%	1.1%	17.6%	76.6%	1.7%	15.4%
介護	47.7%	1.3%	25.2%	57.1%	1.9%	18.8%

◎6歳未満児のいる夫婦の家事・育児時間（1日あたり）の国際比較

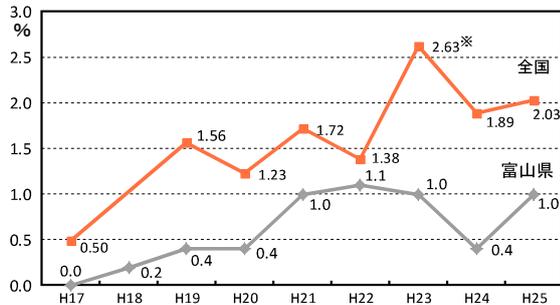


また、本県の女性の育児休業の取得率は高い水準となっていますが、第1子の出産や子育てを機に離職した女性の割合は約4割（平成25年度）となっており、その理由として、仕事と子育ての両立が難しいことを理由に挙げた人が約3割となっています。また、子どもを増やすにあたっての課題として、「働きながら子育てできる職場環境がない」が挙げられています。

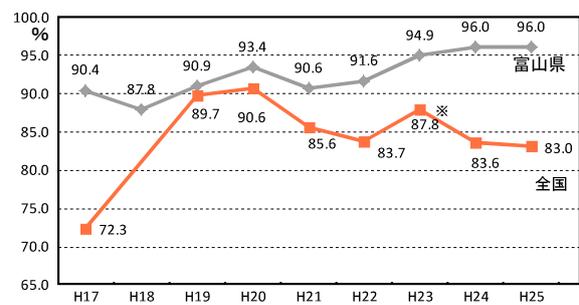
育児休業を取得しやすい環境の整備に加え、短時間勤務制度^(※1)や子の看護休暇^(※2)制度など、育児休業からの復帰後の子育て期に、子育ての時間が確保できる多様で柔軟な働き方を選べる職場環境の整備が必要です。

男性の育児休業取得率は1.0%にとどまっており、男性が子育てよりも仕事を優先せざるを得ない現状となっています。父親も子育てにかかわることができる働き方の選択が可能な職場環境の整備が必要です。

◎育児休業取得率（男性）



◎育児休業取得率（女性）



資料：「賃金等労働条件実態調査報告書」（県商工労働部）、「雇用均等基本調査」（厚生労働省）
 ※平成23年度（全国）の比率は、岩手県、宮城県及び福島県をのぞく全国の結果

<みなさんの意見>

- ・規模の小さな企業において、一般事業主行動計画の策定が促進されるよう、きめ細かな支援を行ってほしい。（タウンミーティング）
- ・男性の育児休暇は制度だけでなく、当たり前を取得できる環境づくりを進めることが必要。（大学生との意見交換）

●施策の基本方向と具体的施策

(1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援

<p>①一般事業主行動計画の策定促進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆け、次世代法の基準を上回る従業員51人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定を義務づけていますが、従業員50人以下の小規模な企業についても計画策定が進むよう、平成29年4月から計画策定対象を拡大（従業員30人以上）し、両立支援を推進します。 ・策定体制が十分でない中小企業においても、一般事業主行動計画が負担なく策定できるよう、社会保険労務士である「仕事と子育て両立支援推進員^(※3)」を派遣し、一般事業主行動計画策定を支援します。 ・各企業の実態に応じた具体的な策定事例の紹介や企業内研修会へ講師を派遣するなど、円滑な策定を支援します。
------------------------------	---

(※1) 短時間勤務制度 事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けることが義務付けられている。
 (※2) 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申出により、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のための休暇を取得することができる。小学校就学前の子が2人以上であれば年10日まで取得できる。
 (※3) 仕事と子育て両立支援推進員 企業を訪問し、それぞれの企業の状況に応じて、行動計画の策定や労働者が安心して子育てできる職場環境づくりについての助言や情報提供を行う専門員（社会保険労務士）。

②一般事業主行動計画の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 各企業が自社の一般事業主行動計画を簡便に無料で公開できる「元気とやま！子育て応援企業」ホームページを活用して、行動計画の公表を促進することにより、質の向上を図ります。 「仕事と子育て両立支援推進員」の訪問指導等の際に、両立支援に関する県内外の好事例を活用します。
-----------------	--

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
従業員51～100人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	98.1%	極力100%	H23.4から条例で策定義務対象となった企業すべての策定・届出を可能な限り目指す。
従業員30～50人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	16.0%	極力100%	H29.4から条例で新たに策定義務対象となる企業すべての策定・届出を可能な限り目指す。
一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数	1,518社	2,150社	法律及び条例で策定義務対象となる企業すべての策定・届出と、策定を義務付けていない企業（従業員29人以下）から毎年20社程度の策定・届出を目指す。

(2) 両立支援制度などの定着促進

<p>①短時間勤務、子の看護休暇制度などの活用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法に基づく仕事と子育ての両立に資する諸制度が子育て中の労働者に活用されるよう、事業主に理解を促します。 育児・介護休業法に基づく諸制度の活用を促進する事業主向け各種助成金制度の利用促進を図ります。 <p>◎子の看護休暇等の制度を設けている企業の割合</p> <table border="1"> <caption>子の看護休暇等の制度を設けている企業の割合</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>子の看護休暇 (%)</th> <th>勤務時間短縮等の措置 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>36.8</td><td>64.0</td></tr> <tr><td>H18</td><td>49.2</td><td>72.9</td></tr> <tr><td>H19</td><td>55.3</td><td>76.3</td></tr> <tr><td>H20</td><td>59.6</td><td>80.5</td></tr> <tr><td>H21</td><td>63.5</td><td>82.7</td></tr> <tr><td>H22</td><td>66.9</td><td>81.7</td></tr> <tr><td>H23</td><td>67.1</td><td>81.3</td></tr> <tr><td>H24</td><td>68.6</td><td>83.0</td></tr> <tr><td>H25</td><td>70.9</td><td>79.5</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：県商工労働部「賃金等労働条件実態調査」</p>	年度	子の看護休暇 (%)	勤務時間短縮等の措置 (%)	H17	36.8	64.0	H18	49.2	72.9	H19	55.3	76.3	H20	59.6	80.5	H21	63.5	82.7	H22	66.9	81.7	H23	67.1	81.3	H24	68.6	83.0	H25	70.9	79.5
年度	子の看護休暇 (%)	勤務時間短縮等の措置 (%)																													
H17	36.8	64.0																													
H18	49.2	72.9																													
H19	55.3	76.3																													
H20	59.6	80.5																													
H21	63.5	82.7																													
H22	66.9	81.7																													
H23	67.1	81.3																													
H24	68.6	83.0																													
H25	70.9	79.5																													

②男性の子育て参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が子育てに参画する必要性について理解を深めます。 ・育児・介護休業法に基づく男性の育児休業促進策（パパ・ママ育休プラス^(※1)）等を周知します。 ・出産直後の父親向け連続休暇制度の導入など、男性の子育て参加を促す制度を周知します。
③再雇用制度の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催や「仕事と子育て両立支援推進員」の派遣を通じて、育児・介護休業法で定められた再雇用制度の普及を促します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
育児休業取得率 〔男性〕 〔女性〕	1.0% 96.0%	5.0%以上 98.0%以上	男性は職場や社会の意識啓発を進めることにより、5%以上を目指す。女性は更なる向上を目指す。
短時間勤務制度等の導入率	79.5%	95%	毎年3%程度の向上を目指す。

(3) 両立支援に取り組む企業への支援

①両立支援に取り組む企業の表彰と周知・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援に取り組む企業を表彰します。 ・表彰企業の取組事例を、セミナーや事業主向け広報誌等を通じて、広く周知します。
②両立支援に取り組む企業への優遇措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援に取り組む企業に対し、県の建設工事などの競争入札参加資格において優遇する措置等を行います。
③事業所内保育施設 ^(※2) 設置企業への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育施設を設置・運営する企業に対する助成制度や低利融資により、事業所内保育施設の設置を促進します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
事業所内保育施設の設置数	46か所	55か所	年平均1～2か所程度の増加を目指す。
「元気とやま！子育て応援企業」の登録企業数	276社	380社	毎年20社程度の増加を目指す。
元気とやま！仕事と子育て両立支援企業知事表彰数（累計）	69社	130社	毎年10社程度の増加を目指す。

(※1) パパ・ママ育休プラス 父母がともに育児休業を取得する場合には、取得できる期間が、子が1歳に達するまでから1歳2カ月に達するまでに延長されるもの。

(※2) 事業所内保育施設 企業などが、その雇用している労働者のために、事業所の中や近くに設置した認可外の保育施設。国及び県では、設置・運営等を行う事業主に対し、その費用の一部を助成する制度がある。

3 就業支援

現状と課題

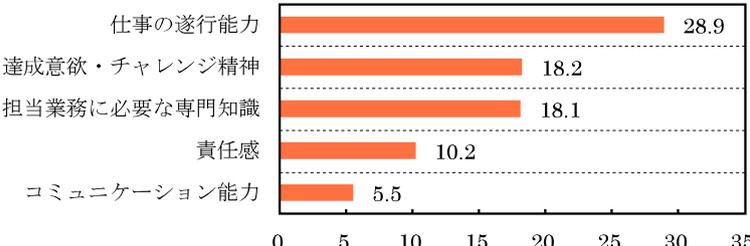
女性の高い就業意欲と行動力を社会の活性化に活かすため、育児や介護等でいったん離職した女性の再就職を支援するとともに、起業など様々な分野への女性のチャレンジを支援していくことが必要です。

また、生計の担い手としての役割を一人で担わなければならないひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭は、生活費や家事、育児などの悩みを多く抱えています。ひとり親家庭に対しても、雇用不安を払拭し、雇用安定のための就業支援が課題です。

<みなさんの意見>

- ・ひとり親家庭に対する支援を充実して欲しい。(パブリックコメント)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) キャリアアップや再就職等の促進											
<p>① キャリアアップの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職を目指す女性のキャリアアップを図るため、セミナー等の開催やネットワークの支援を行います。 ・ものづくり企業の若手技能者が仕事に対する意識を高めるよう、ものづくり現場の技能者が持つべき安全や作業改善スキル、チャレンジマインドの高揚などを、研修を通じて強化支援します。 <p style="text-align: center;">若手技能系正社員に身につけてほしい、最も重視している項目（上位）</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>仕事の遂行能力</td> <td>28.9</td> </tr> <tr> <td>達成意欲・チャレンジ精神</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>担当業務に必要な専門知識</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>責任感</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション能力</td> <td>5.5</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">資料：県商工労働部</p>	仕事の遂行能力	28.9	達成意欲・チャレンジ精神	18.2	担当業務に必要な専門知識	18.1	責任感	10.2	コミュニケーション能力	5.5
仕事の遂行能力	28.9										
達成意欲・チャレンジ精神	18.2										
担当業務に必要な専門知識	18.1										
責任感	10.2										
コミュニケーション能力	5.5										
<p>② 就業支援プログラムの充実による再就職の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産等を機にいったん離職した女性の再就職を支援するための講座を充実します。 ・離職者のための多様で質の高い職業訓練の機会を機動的に確保・提供し、きめ細かな就職支援を行います。 										
<p>③ 就業や起業に関する相談・情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産等を機にいったん離職した女性の再就職や起業をはじめ、女性の様々なチャレンジにかかる相談にきめ細かく対応し、就業等を支援します。 ・起業・新分野進出をめざす若者、女性、熟年者等に対する専門知識の習得支援や県内経済界とのネットワークづくりの場の提供など、起業等に向けてのサポート体制を強化します。 										

(2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進	
①就業相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター^(※1)等において、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供します。 ・生活困窮者自立支援窓口など相談支援機関において、経済的自立のみならず日常生活や社会的自立などに関する相談支援を実施します。
②就職に向けた能力開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親が、就職に有利で経済的自立の効果が高い看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減し資格取得が容易となるよう、給付金を支給します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
母子・父子自立支援プログラム策定件数	41件	60件	年間3件程度の増加を目指す。

(※1) 母子家庭等就業・自立支援センター 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父を対象に、個々の家庭の状況や職業適性に配慮した相談員による就業支援やセミナー、講習会等を開催し、母子家庭等の生活の安定と自立を総合的に支援する機関。

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援

子どもの健やかな成長にとって、子どもの権利が尊重され、その利益が擁護されることが基本です。そして、子どもたちが、親や大人に守られているという安心感を持ちながら、外の世界に興味をもち、行動範囲を広め、様々な体験や交流を通して、生きる力を身に付けられるよう支援することが重要です。

このため、子どもたちが、基本的な生活習慣や社会人としての規範意識を身につける家庭教育力を高めるとともに、地域の人々と連携し、自然や歴史・文化を活かした体験活動や、子ども同士や多世代交流を通じて、子どもの健全な育成を推進します。

また、次の親となる子どもや若者が、確かな学力、豊かな心、たくましい体を身に付け、生きる力を育む教育を推進します。

1 子どもの権利と利益の尊重

現状と課題

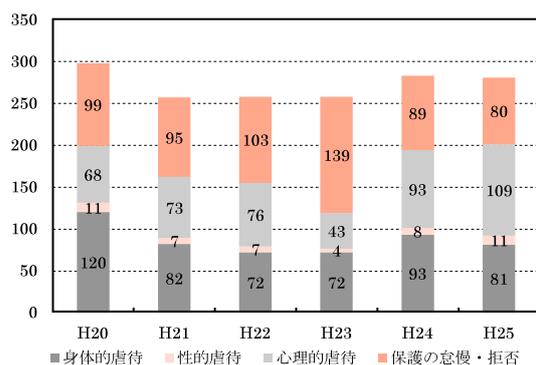
子どもは大人と同様にひとりの人間として、その権利や利益が尊重されるべきであり、「児童憲章^(※2)」や「児童の権利に関する条約^(※3)」の趣旨の普及啓発等を通じて、子どもの人格や主体性を尊重する意識の定着を推進する必要があります。

子どもが自らの言葉で自分の考えを表明したり、参加したりできる機会を拡充する必要があります。

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの身体や生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになるため、地域の大人をはじめ、社会全体で対応することが必要です。

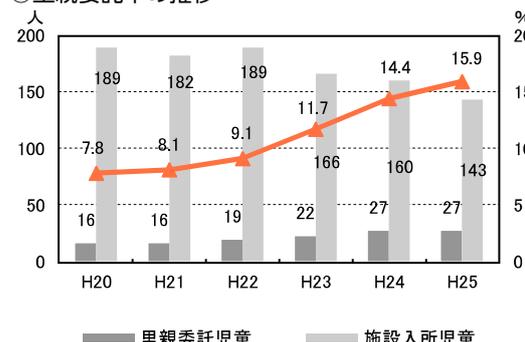
虐待を受けた子どもは、心身に深い傷を負っており、より家庭的な環境において愛着関係を形成することが必要であり、専門的なケアと自立支援も欠かせません。また、その家族に対してもカウンセリング等を実施し、早期家庭復帰のためのきめ細かな支援にも取り組む必要があります。

◎児童相談所児童虐待相談対応件数（富山県）



資料：県厚生部

◎里親委託率の推移



資料：県厚生部

<みなさんの意見>

- ・虐待を受けた子どもなど、保護を要する子どもたちへの支援も大事。(基本計画策定部会)
- ・不登校やいじめなどの不安を抱えている保護者が多いので、相談しやすい機関を充実して欲しい。(基本計画策定部会)

(※2) 児童憲章 日本国憲法の精神に基づき、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んじられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という三つの理念を示した児童の権利の宣言的文書。

(※3) 児童の権利に関する条約 子どもの保護と基本的人権の尊重を目的に、平成元年に国連総会で採択された条約。日本は平成6年に批准。

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子どもの権利と利益に関する広報・啓発	
①子どもの人権尊重についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、児童虐待防止や子どもの人権尊重について、広報・啓発を実施します。 ・児童虐待防止法^(※1)に基づき、虐待を受けたと思われる児童を見つけたときは、市町村の窓口や児童相談所^(※2)等に通告しなければならないことを広く県民に周知します。 ・「障害者差別解消法」や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある子どもに対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るための啓発活動を推進します。
②子どもが意見を発表する機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生が日頃、学校や家庭、地域社会の中で、考えていることや感銘を受けたこと、あるいは将来の夢や社会に対する希望などを自分自身の言葉でまとめ、それを広く県民に発表する機会づくりを推進します。 ・子どもが将来の富山県について、感性あふれる意見や夢のある提案を発表する機会づくりを推進します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
児童虐待防止法の通告義務の認知度	87% (H21)	増加へ	現状からの上昇を目指す。

(2) 子どもの人権侵害の未然防止、早期発見、早期対応	
①児童相談所の機能強化と相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制を整備します。 ・児童相談所において、専門性の高い困難な事例に対応するため、法律面、小児精神医療面など専門的な機能の強化を図ります。
②市町村や関係機関との役割分担と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村児童相談担当職員研修の実施などを通じて、市町村の相談体制の整備を支援します。 ・市町村のケース検討会議への児童福祉司の参加など、児童相談所による市町村の支援の充実強化を図ります。 ・市町村による子どもを守る地域ネットワーク^(※3)（要保護児童対策地域協議会）の設置とその調整機関における専門職員の配置促進を図り、その運営を支援します。

(※1) 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律） 児童虐待の防止や早期発見、早期対応、虐待を受けた児童の保護及び自立支援などを目的として、平成12年5月に制定された法律。平成16年10月の改正により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに市町村の窓口や児童相談所等に通告しなければならないことが規定された。

(※2) 児童相談所 児童福祉法に基づき、都道府県及び指定都市等が設置する児童福祉行政の中核となる機関。児童に関するあらゆる相談に応じて、必要な調査、診断、判定、指導、措置を行う。

(※3) 子どもを守る地域ネットワーク 住民に身近な市町村域において、行政機関をはじめとする関係機関や団体などが連携し、児童虐待の防止をはじめ、子どもや保護者に対する支援の検討や情報の交換などについて取り組む組織。

	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を通じて、市町村、学校等はもとより福祉・保健・医療など関係機関との連携強化を図ります。
③ 地域ぐるみでの早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などにより家庭の状況を把握し、養育が困難な家庭に対する支援を推進します。 民生・児童委員はじめ関係機関・団体、住民と連携し、地域ぐるみでの児童虐待の早期発見・早期対応に向けた取組みを推進します。
④ いじめ、不登校、虐待等に早期に対応する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所において児童虐待等に早期に対応するための相談体制を整備します。 市町村児童相談担当職員研修の実施などを通じて、市町村の相談体制の整備を支援します。 学校において、虐待・いじめ等の問題を早期に発見し、専門家や関係機関と連携した対応の充実を図ります。 いじめ等の悩みに対応するため、相談電話による相談体制を充実します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	80.0%	100%	国の目標値に準じる。

(3) 養護を要する子どもへの支援	
① 家庭的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを施設や里親^(※4)のもとで養育するとともに、養育にあたっては、より家庭的な環境で愛着関係の形成が図られるよう、ケア単位の小規模化（少人数での養育を可能とする小規模グループケア^(※5)）や小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を含めた里親委託などを推進します。 里親支援機関と連携し、里親を求める運動月間（10月）を中心に、里親制度の広報・啓発に取り組み、新規里親の登録及び里親委託を推進します。
② 施設職員への資質向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> 施設職員等の資質を向上させるため、研修会の実施及び研修会への参加を促進します。
③ 自立支援策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 就職に有利な資格取得支援や身元保証人対策確保事業などを実施し、施設退所時の子どもの自立を支援します。
④ 虐待を受けた子どものケア及び家庭への復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と施設の密接な連携のもと、入所している児童とその保護者に働きかけ、入所児童の早期家庭復帰を促進し、親子の再構築に努めます。

(※4) 里親 保護者の病気や経済的理由、児童虐待など様々な理由により家庭で養育できない児童を、自分の家庭に迎え入れて養育する者で、都道府県知事の認定・登録が必要。

(※5) 小規模グループケア 児童養護施設等において、大規模集団によるケアではなく、家庭的な環境のもと小規模なグループの中で、専任職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うもの。

⑤子どもの権利擁護の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所時に児童すべてに権利啓発冊子（権利ノート）を配布するとともに、施設指導監査を通じた監視を強化します。 ・また、施設職員や里親に対する子どもの権利擁護に関する研修を実施します。
--------------	---

<目標指標>

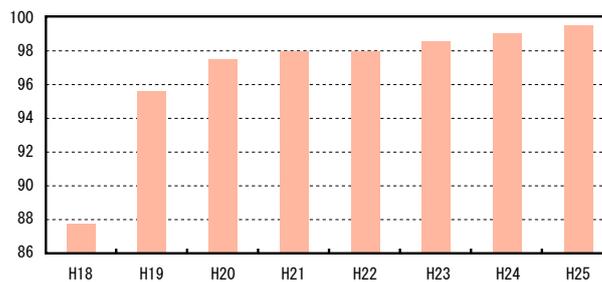
項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
里親等委託率	15.9%	21%	毎年1%程度の向上を目指す。

2 子どもの健全な育成

現状と課題

少子化や都市化の進展により、地域において、子どもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少しており、人間関係の希薄化に伴う地域の教育力の低下が指摘されています。こうした中、放課後子ども教室等が実施されるなど、地域ぐるみで子どもを見守り育てる取組みが広がっています。

放課後子ども教室や放課後児童クラブ等の実施率の推移
(実施小学校区数/全小学校区数)



放課後子ども教室、放課後児童クラブ、とやまっ子さんさん広場の実施箇所数の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
放課後子ども教室	153	185	198	196	195	194	189	190
放課後児童クラブ	163	172	178	187	202	209	211	219
とやまっ子さんさん広場	10	13	17	19	21	22	23	23

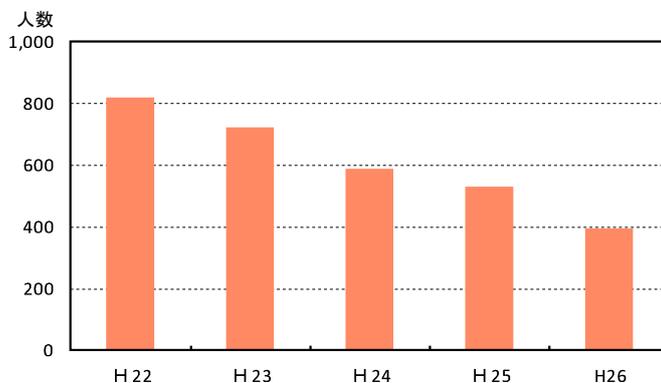
資料：教育委員会、厚生部調べ

豊かな富山の自然を生かして、家庭や地域での自然体験の啓発に努める必要があります。また、子どものときから、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深める必要があります。

携帯電話やインターネットの普及等により、子どもたちに有害な情報が氾濫し、子どもが犯罪に巻き込まれる等の問題が発生していることから、子どもの非行防止や犯罪被害防止のため、子どもたちに携帯電話等がもたらす危険性を認識させるとともに、フィルタリングの利用等子どもたちが有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする必要があります。

不良行為少年の約3割が飲酒・喫煙で補導されているほか、薬物事犯で検挙される少年もいることから、喫煙・飲酒や薬物が身体に与える影響や危険性について周知するため学校等の関係機関と連携し、啓発活動を実施する必要があります。

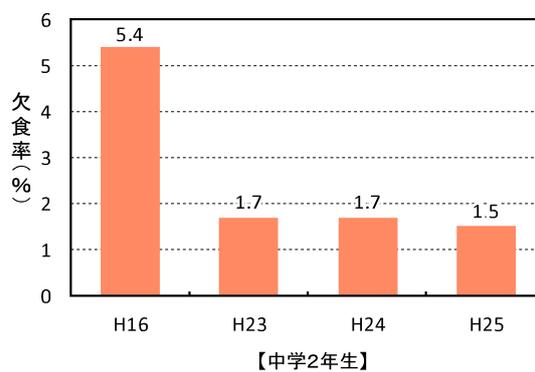
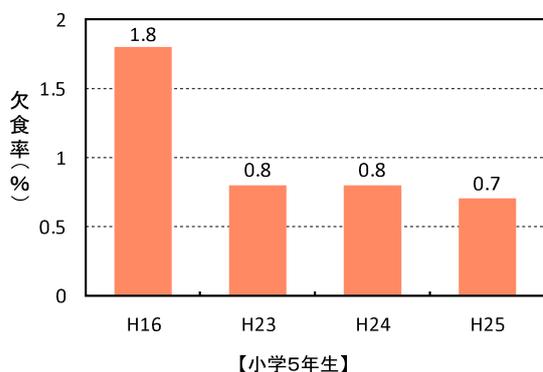
◎富山県の非行少年の推移



資料：「平成26年中の少年非行概要」（県警察本部）

ライフスタイルの多様化により、朝食をとらずに登校する子どももいます。また、1日に1回も家庭と一緒に食卓を囲むことができない家庭もあることから、望ましい食習慣の定着を図るための取組みを進めることが重要となっています。

◎朝食の欠食割合（小学5年生、中学2年生）



資料：「児童生徒の食生活等についてのアンケート」（県教育委員会）

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進

① 魅力ある遊び場づくりと遊びのネットワークづくり

- ・中学生、高校生も含めた、地域の子どもの遊びの拠点づくりを進めるため、児童館、児童センターや小学校の空き教室、公民館等を利用したミニ児童館の整備を促進します。
- ・児童館等の活動内容などの積極的なPRを行い、子どもたちが興味や関心を持つ特色ある児童館活動を促進します。
- ・子どもたちが地域の人々の温かい支援を受けながら、多様な交流・体験等の特色ある活動が展開できるよう、遊びのネットワークの形成を支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの指導者や移動児童館^(※1)の派遣、移動相談会の開催、遊び道具の貸出しなどにより、地域における活動の活性化を促進します。 ・次代を担う児童・生徒等を対象に、フォレストリーダー^(※2)による「森の寺子屋^(※3)」を開催し、森林環境教育の機会を提供します。 ・「花とみどりの少年団^(※4)」や「有峰森林文化村^(※5)」の活動を通して、自然に親しみ、自然を愛する心を育みます。 ・木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めてもらうため、幼稚園や保育所等への「県産材遊具」の普及を推進します。 ・放課後や週末等に学校の余裕教室や公民館・児童館等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。
<p>②地域や学校との連携による多様な体験・交流活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方々の参画による様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養に努めます。 ・自主性、思いやりの心、協調性、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験や異年齢集団による集団宿泊体験等の体験活動の充実を支援します。
<p>③ふるさとの自然、芸術、文化、伝統行事などを体験し、学ぶ機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館などで、子どもたちが地域の人々の温かな支援を受けながら、ふるさとの自然、歴史、芸術、文化、伝統などを体験し学ぶ機会の充実を図ります。 ・とやま世界子ども舞台芸術祭の開催など、芸術文化を通じた国際交流の機会の充実を図ります。 ・子どもの頃から、優れた芸術文化に触れ親しみ、体験する機会を提供します。 ・子ども連れでも鑑賞できる芸術文化事業を促進します。 ・自然とふれあい、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深めるための自然体験の機会を提供します。

(※1) 児童館 児童福祉法に定める児童厚生施設で、子どもたちに健全な遊びを与え、健康の増進や情操を豊かにすることを目的とした施設。

(※2) フォレストリーダー 森林・林業教育に関する知識を有するものであって、富山県が実施したフォレストリーダー養成講座を修了した者のうち、知事が適当と認める者。森林・林業に関する県民の理解を醸成することを目的に、解説や知識の普及を行う。

(※3) 森の寺子屋 児童・生徒をはじめ、広く一般県民の森づくりに関する理解を深めるため、フォレストリーダーが指導者となり、「出前講座(室内講義)」や「森林教室(木工クラフト等)」を行うもの。

(※4) 花とみどりの少年団 自然(花と緑)に親しみ、守り、育てる活動を通じて、心豊かな人間性を養うことを目的としている少年・少女の団体。

(※5) 有峰森林文化村 豊かな森林を有する有峰において、森林と人との密接なかかわりの中でつくられた森林文化を継承するとともに新たな森林文化を創造することを目的として、平成14年に条例で定められた地域。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
公民館における子どもの自然体験活動・ふるさと学習への参加人数	12,771人	16,000人	全公民館が当該活動を年1回実施する場合の参加者見込み。
児童館・児童センター、ミニ児童館設置数	240か所	245か所	市町村の整備見込みに基づき設定。

(2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進

<p>①放課後子ども総合プラン^(※6) (放課後児童クラブ、放課後子ども教室) の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等に子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、総合的な放課後対策として、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的あるいは連携した実施を促進します。 ・「放課後子ども教室」では、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。 ・放課後児童クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援するとともに、放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を進め、運営改善を支援します。 ・子どもの放課後の居場所づくり活動の特色ある取組みについて、放課後児童クラブ等へ情報提供を行うなど、子どもの健全な成長に配慮した活動の充実を支援します。 ・放課後児童クラブの従事者と放課後子ども教室の参画者の資質向上や、両事業の関係者と小学校の教職員等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するとともに、従事者等が円滑に確保できるよう認定研修等に努めます。
--	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
放課後児童クラブ数	219か所	259か所	市町村計画値を目標とする。
放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数	58か所	78か所	市町村計画値を目標とする。
とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数	23か所	25か所	放課後児童クラブへの移行等を見込み、ほぼ現行数を指す。

(※6) 放課後子ども総合プラン 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの。

(3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進																																																			
①健康な生活習慣づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域が連携し、健康づくりノートの活用により、望ましい生活習慣づくりを推進します。 ・学校と地域の専門家や保健医療機関との連携による健康づくりの支援体制を整備します。 ・生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や健康な生活習慣を身に付けさせるための健康教育を推進します。 ・歯磨き習慣の定着等への取組みを支援し、健康の基本となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。 																																																		
②食を通じた心身の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品による健康被害の防止について普及啓発を図ります。 ・栄養教諭^(※1)を核として、保護者も含めた食育^(※2)・健康教育の充実と健全な食生活を推進します。 ・地場産食材を用いた学校給食を通じて、食に対する正しい知識を身につけ、食を通じた心身の健康づくりを推進します。 ・外部専門家の支援を受けながら、食育に関連する具体的な目標を設定し、その効果を検証することにより、食育のモデルとなる実践プログラムの構築を推進します。 ・子供の頃からの望ましい生活・食習慣を形成するため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動、家族揃った食事の啓発を行います。 ・親子で参加する料理教室など食を楽しみながら学ぶ機会（「三世代ふれあいクッキングセミナー」等の体験型講座）を充実し、「家庭の味」を育みます。 ・地域の食や農林水産業とふれあう機会の確保に努め、これらに対する理解を深めるとともに、食に関する感謝の心を育てます。 <p>◎家族で朝食または夕食をとる割合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <caption>【朝食】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>家族全員で</th> <th>家族の誰かと</th> <th>ひとりで</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>47.8</td> <td>30.4</td> <td>14.8</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>41.7</td> <td>33.2</td> <td>17.7</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>50.4</td> <td>31.3</td> <td>14</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>33.2</td> <td>35.3</td> <td>26.5</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <caption>【夕食】</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>家族全員で</th> <th>家族の誰かと</th> <th>ひとりで</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>50.4</td> <td>27.5</td> <td>6.7</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>44.3</td> <td>32.5</td> <td>10.1</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>53.4</td> <td>29.5</td> <td>7.9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>46.3</td> <td>31.1</td> <td>15.4</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>資料：食育に関するアンケート調査（県農林水産部）</p>	年度	家族全員で	家族の誰かと	ひとりで	その他	H22	47.8	30.4	14.8	0.6	H21	41.7	33.2	17.7	1.7	H20	50.4	31.3	14	1.7	H17	33.2	35.3	26.5	2.3	年度	家族全員で	家族の誰かと	ひとりで	その他	H22	50.4	27.5	6.7	0.6	H21	44.3	32.5	10.1	0.6	H20	53.4	29.5	7.9	0	H17	46.3	31.1	15.4	1.6
年度	家族全員で	家族の誰かと	ひとりで	その他																																															
H22	47.8	30.4	14.8	0.6																																															
H21	41.7	33.2	17.7	1.7																																															
H20	50.4	31.3	14	1.7																																															
H17	33.2	35.3	26.5	2.3																																															
年度	家族全員で	家族の誰かと	ひとりで	その他																																															
H22	50.4	27.5	6.7	0.6																																															
H21	44.3	32.5	10.1	0.6																																															
H20	53.4	29.5	7.9	0																																															
H17	46.3	31.1	15.4	1.6																																															

(※1) 栄養教諭 食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行うとともに、コーディネーターとして学校、家庭、地域が連携した食育推進の中核的役割を担う教員。

(※2) 食育 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので位置づけられている。(食育基本法：平成17年6月制定。)

<目標指標>

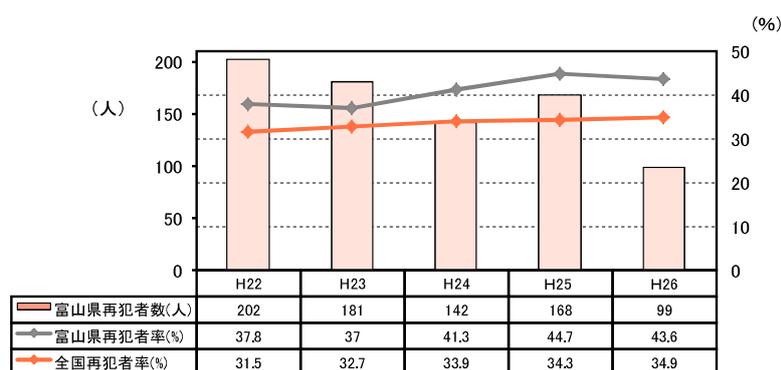
項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
近所の人にあいさつする 児童・生徒の割合	[小6] [中3] 92.9% 86.1%	95% 90%	中長期的な増加を目指す。
子どもの朝食欠食率	[小5] [中2] 0.7% 1.5%	極力0%	富山県食育推進計画における目標と整合を取るもの。
12歳児（中学1年生）の永久歯一人平均むし歯本数	0.99本	1.0本	国の健康日本21及び県民歯と口の健康プランに準じる。

(4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実

①子育て支援ボランティア等の育成

- ・次代を担う少年の健全育成、少年の規範意識の向上と地域との絆の強化を図るため「非行少年を生まない社会づくり」を推進します。
- ・少年や家庭からのSOSを待つのではなく、関係機関やボランティアなどと連携して、積極的に非行少年や家族に対し定期的な連絡・助言をしたり、就学・就労に向けた支援、ボランティア活動への勧誘等を実施し、再非行を防止し、立ち直りを支援します。
- ・少年非行情勢の情報発信、あいさつ運動、低年齢少年等に対する非行防止教室^(※3)及び万引きや自転車盗難を防止するための取組みを関係機関やボランティアなどと連携して実施し、少年が孤立し非行に走ることをないよう、少年を見守る気運を醸成します。
- ・家庭、学校、地域社会、事業者、青少年育成富山県民会議^(※4)をはじめ関係機関・団体等との連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を展開します。
- ・原則として県内全市町村の小中学校区単位ごとに、青少年育成県民運動推進指導員^(※5)を配置し、青少年健全育成運動の普及を図ります。

◎再犯者数と再犯者率



資料 「平成26年中の少年非行概要」(県警察本部)

(※3) 非行防止教室 学校が保護者をはじめ、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として行う教育活動。
 (※4) 青少年育成富山県民会議 青少年の健全な育成と非行の防止を図ることを目的に、県施策の強化と青少年団体ならびに青少年関係団体等の協力によって広く県民運動を展開している団体。昭和41年11月結成。
 (※5) 青少年育成県民運動推進指導員 青少年の健全育成を図るため、各地域において、青少年育成関係機関等と連携した健全育成推進のための体制の確立や連絡調整への協力、青少年健全育成についての啓発活動、青少年等からの相談に応じ活動の支援、環境浄化運動の推進等を行う指導者。

<p>②有害環境対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止のために、携帯電話販売店等事業者に対し、フィルタリングの利用やアプリの利用制限について要請します。 ・保護者等に対して、インターネットに起因する犯罪被害の実態やフィルタリング等の必要性・重要性に関する啓発活動を推進します。 ・サイバーパトロールにより、少年が援助交際を求める内容等のインターネット上の不適切な書き込みを発見した場合、実際にその少年と接触した上で注意・指導するサイバー補導を実施します。 ・非行防止教室やインターネットに関する情報モラル教育等を実施します。 ・富山県青少年健全育成条例^(※1)に基づく有害図書、有害がん具類等の指定、深夜営業施設等への立入調査の実施や関係事業者等の協力による自主規制など、有害環境浄化の取組みを推進します。 ・青少年のインターネットの適切な利用等、有害環境の浄化について、社会全体で取り組むための広報啓発活動を推進します。 ・子どもの携帯電話におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動を推進します。 ・ネット上を監視し、児童生徒が投稿した誹謗中傷などの不適切な書き込みを発見した場合、当該児童生徒に指導を行う取組みを実施します。
<p>③非行防止に対する関係機関の連携促進と非行少年の保護・更生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と教育委員会との「児童生徒健全育成連絡制度^(※2)」に関する協定に基づき、学校の生徒指導担当の教員が定期的に所轄の警察署や交番を訪問して、最近の問題行動の状況について情報を収集し、放課後や地域の祭礼における巡回補導をはじめ、日頃の生徒指導に活かすなど、問題行動の未然防止に努めます。 ・各学校では、警察官等を講師に招いて、万引き防止教室や薬物乱用、ネットトラブル防止のための講演会等を開催するなど、関係機関との連携により指導体制の充実に努めます。
<p>④性や喫煙・薬物等に対する正しい理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生命と心身の健康の大切さ、健康で豊かな人間性と社会性を持った性意識の涵養、性感染症予防の啓発等を図るため、専門講師を学校や地域に派遣します。 ・喫煙、飲酒等が身体に及ぼす影響などについて正しい理解を促進するため、学校と地域保健、医療機関が連携し、児童・生徒や保護者に対する健康教育を推進します。 ・青少年やその保護者、指導者等、社会全体に対して、薬物の危険性等の正しい知識を身につけ、薬物乱用の誘いを断ることができるよう効果的な啓発を実施します。 ・中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、教員を対象とした研修を開催します。

(※1) 富山県青少年健全育成条例 青少年の心身の健全な発達を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、その健全な育成を図るための条例。昭和52年4月施行。

(※2) 児童生徒健全育成連絡制度 児童生徒の非行や不良行為及び学校における問題行動等について、学校と警察が相互に情報を共有し、より緊密な連携のもとに児童生徒の健全育成を図る制度。

		薬物乱用防止教室開催率					(単位：%)
		H21	H22	H23	H24	H25	
小学校		20.5	29.6	23.4	37.9	43.6	
中学校		62.2	100	100	100	100	
高等学校		85.4	100	100	100	100	

資料 県教育委員会

⑤思春期の健康相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や市町村と連携を図りながら、学童期・思春期から成人期に向けた思春期保健対策の充実に努めます。 ・思春期の心や身体の不安や悩みに対応するため、厚生センターにおける電話相談（思春期テレフォン^(※3)）や面接相談など相談体制を充実します。 ・女性の健康と妊娠・出産に関するホームページ「Mie.Net」による情報発信や妊娠・出産の不安や悩みを気軽に相談できる「妊娠・出産悩みほっとライン」による個別相談などの充実を図ります。
----------------	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
思春期保健対策に取り組んでいる市町村数	12市町村	15市町村	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策推進のため、学校と連携した思春期の健康教育を行っている市町村数の増加を目指す。健やか親子21の目標指標に基づき設定。
思春期保健相談士 ^(※4) 数	28人	35人	思春期保健相談に対応可能な人材を育成するため、更なる増員を目指す。
未成年者の喫煙率 [男性] [女性]	3.8%(H23) 1.7%(H23)	極力0%	健やか親子21の目標指標に基づき設定。

(※3) 思春期テレフォン 思春期の悩みの相談窓口として、専門の保健師が、男女のこころとからだの悩みの相談に応じている窓口。
(※4) 思春期保健相談士 思春期の子どもたちの思春期保健の問題に対して、専門的知識や経験に基づいて、適切に対応し支援する専門家。社団法人日本家族計画協会が認定。

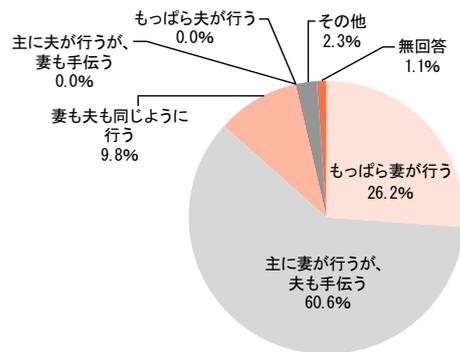
3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進

現状と課題

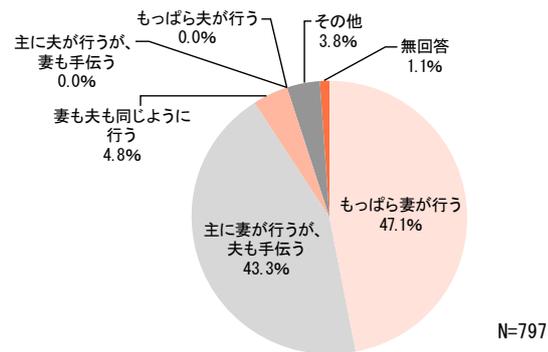
近年、若者や子どもが乳幼児にふれあう機会が減少し、日常生活の中で、親の役割、子育ての楽しさなどを学ぶことが難しくなっています。子どもとのふれあい等を通じて、いのちの大切さを学ぶ機会を設けることを推進します。

また、県が行った意識調査では、子育てや家事の分担は、高い割合で妻が中心となっています。男性が父親としての役割をしっかりと担うためにも、子どものときから、男女が協力して育児や家事に関わることの大切さを学ぶことが大切です。

◎子育て・子どもの世話



◎家事



資料：「子育て支援サービスに関する調査」(H25富山県)

<みなさんの意見>

- ・ジュニア世代から乳幼児に接し、子育てを体験するなどの教育が必要。(タウンミーティング)
- ・子どもを希望どおりにより多く育てるようになるためには、男性の子育てに対する理解や協力が非常に大切。(タウンミーティング)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実	
①生命の大切さや家族を形成する意義等について学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちを大切にする心の教育を推進します。 ・中学生がとやまの子育て環境の良さについて学び、将来の家庭生活について考える機会を充実します。 ・高校における保育体験学習実施の維持に努めます。 ・子育てふれあい体験事業について、子育て支援センター等関係機関への周知及び協力依頼等に努めます。
②動物を通じた情操教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・動物と直接ふれあい、動物の温かみを通じ、生命の尊さを子どものころから学ぶため、県内小学校に出向いて動物とのふれあい教室を実施します。 ・動物の飼い方や接し方の紙芝居などにより、生命の尊さを分かりやすく伝える機会を創出します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
10代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千人当たり)	5.3% (H24)	低下	健やか親子21の目標指標に基づき設定。 過去の減少率から、更なる改善を目指す。
高校生の赤ちゃんふれあい体験を実施した学校数	19校	増加させる	新規に実施する学校が増加しており、今後も関係機関と連携して実施校の増加に努める。

(2) 家庭生活における性別による固定的役割分担意識の解消

①男性の育児・家事への参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が育児等を担うことに対する社会全体の理解の醸成や意識改革のため、男性向けの家事・育児能力の向上を図るための講座等の積極的な開催や、ホームページ等を活用した情報提供を行います。 ・企業に出向いての出前講座を開催します。
②学校教育や地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事などを通じて、男女が互いに理解し協力し、ともに支え合う社会の重要性が認識できるような取組みを推進します。 ・男女共同参画推進員^(※1)により、地域での子育て期の男性やその親世代などに対し、仕事と家庭の両立などの学習・啓発活動を推進します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	84分 (H23)	140分	富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標。1年につき7分程度の増加を目指す。
男女の地位の平等感 家庭の分野で平等になっていると感じている人の割合	27.7% (H21)	35%	新・元気とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標を目標とする。

4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

現状と課題

子育てに悩み、自信の持てない親が増加しており、家庭の教育力の低下に対する懸念が高まっています。家庭は教育の原点であり、家族とのふれあいの中で、子どもが基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやりや感謝の気持ち、忍耐力や社会的なマナーなどを身につけていくことが期待されています。

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、厳しい雇用環境が続く中、子育てに不安や悩み、孤立感や負担感を抱き、自信が持てないと感じる親も多く、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭が本来の役割を十分に果たしているとはいえない状況も見受けられます。親が自らの役割を自覚し、自信をもって、その責任を果たしていくための支援が必要です。

(※1) 男女共同参画推進員 富山県男女共同参画推進条例に基づき、地域における男女共同参画の推進を図るため、県内各地域に男女共同参画推進員を設置している。男女共同参画推進員は各地域において、県の男女共同参画計画の普及啓発などの様々な活動を展開している。

学校においては、心身の発達に応じ、自立した社会生活を営む上で必要となる基礎的な学力を定着させながら、個性を引き出し、その能力を伸ばすこと、創造性や自主・自律の精神を養い、社会性や規範意識を身につけさせることが期待されています。

いじめ・不登校等の問題については、その未然防止と早期対応が重要であり、命を尊ぶ心、思いやり支え合う心など、子どもたちの豊かな心を育てていくことが求められています。

学校と家庭とが相互の信頼関係のもと、連携・協力を深めながら一体となって、児童のよりよい成長を支援することが必要です。

本県の児童生徒の体力については、長期的に低下傾向にあったものの、近年下げ止まりの状況にあります。子どもの頃から運動・スポーツに親しむとともに、幼児の運動遊び等も含め、子どもが体を動かす機会づくりを推進し、充実していくことが求められています。

● 施策の基本方向

(1) 家庭の教育力の向上	
①家庭教育に関する学習機会や相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親を学び伝える学習プログラムなどによる、親の役割や家庭教育について学習する機会を充実します。 ・市町村やPTA等と連携し、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行います。 ・子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応するために、家庭教育支援ホームページにおいて情報を提供するとともに、電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能を充実します。
②父親の家庭教育参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・父親と子どものふれあいを深める体験活動を促進します。 ・家庭教育に対する父親の理解を促すため、職場で家庭教育について学ぶ機会の充実を図ります。
③企業と連携した家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会を充実します。
④親子のふれあいを深める機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し、公民館等による、親子のふれあいやふるさと学習、自然体験活動を促進する機会や場の提供を行います。 ・広報誌やホームページ、メールマガジン配信を通して、親子のふれあいを深める様々な情報の提供を充実します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合	33.1%	増加させる	家庭の役割の重要性を認識してもらうよう、各種事業を通して普及啓発を図る。
小中学校における家庭の教育力の向上を目指した「親学び講座」等の実施率	82.5%	増加させる	家庭の教育力向上を目指して、「親学び講座」の普及啓発に取り組む。

(2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実	
①自立性を重視した教育活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら課題を見つけ、主体的な問題解決に取り組む資質や能力を育むため、体験的学習や問題解決的学習などを積極的に推進します。 ・集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成するため、自らのよさや個性を生かし、自主的に活動できるような多様な教育活動を推進します。 ・SSH^(※1)、SGH^(※2)の指定を受け、探究科学科設置3校で課題研究の評価法の研究などを進め、探究科学科における取組みを発展します。 ・私立学校の多様な特色教育の展開を支援します。
②少人数教育 ^(※3) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導と少人数学級のよさを考慮し、学校現場の実態に応じたきめ細かな少人数教育を着実に実施します。 ・これまでの小学校専科教員に加え、小学校の英語の教科化等に備えた英語の専科教員、小中学校・学びサポート講師、中1学級支援講師等を活用し、小学校における専科指導、個に応じた学習指導・生活指導など、本県独自の効果的な教育を一層推進します。
③障害のある子どもに対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行うため、教育、保健、福祉等の専門家による相談会を市町村毎に実施します。 ・発達障害を含む障害のある子どもに対する校内支援体制の整備や外部専門家による学校等への支援を充実します。 ・一人一人の教育的ニーズに対応するため、教職員研修を一層充実します。 ・障害のある子どもの学校生活を支援するため市町村が配置するスタディ・メイト^(※4)の養成と資質向上のための研修会を実施します。 ・特別支援学校^(※5)と小・中学校等との交流及び共同学習を推進します。 ・医療的ケアの必要な子どもが在籍する特別支援学校に看護師を配置します。 ・障害の重度、重複化などに対応した研修会の実施による指導力の向上を目指します。
④教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心で魅力ある教育環境を整備するため、小・中学校などの公立学校施設の整備、余裕教室の有効活用を促進します。 ・県立学校において、校舎等の耐震補強、老朽校舎・体育館の改築やリフレッシュ、トイレ環境、実習設備の更新などを進め、活力ある学習環境を整備します。 ・情報機器の進展に対応した教育を行い、子どもの情報活用能力を育むため、コンピュータ等の更新や校内LANの整備など情報教育環境の充実を図ります。 ・私立学校が行う施設設備整備に対して支援を行い、教育環境を充実します。

(※1) SSH スーパーサイエンスハイスクール。先進的な理数教育の実施により、探究力や科学的思考力、自己発信力を身に付け、将来、国際社会で活躍する科学技術関係人材を育成するため、文部科学省が平成14年度より指定を始めた高等学校等のこと。平成26年度には富山中部高校を含め9校が5年間の指定を受けた。

(※2) SGH スーパーグローバルハイスクール。社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、文部科学省が平成26年度より指定を始めた高等学校等のこと。平成26年度には、高岡高等学校を含め56校が5年間の指定を受けた。

(※3) 少人数教育 「少人数教育」は、少人数指導と少人数学級を併せたもの。
「少人数指導」は、学級編制の標準(40人)を維持しながら、1つのクラスを複数の教師が協力して指導するか、または、学習内容に応じて、適宜1つのクラスを少人数の2つの学習集団に分割し指導する。
「少人数学級」は、学級編制の標準(40人)を下回る学級編制を行う。例えば40人学級編制だと80人は2クラスになるが、35人学級編成では3クラスになる。

(※4) スタディ・メイト 公立幼稚園、小・中学校において、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」を、富山県ではスタディ・メイトと名付けている。地方財政措置され、市町村が配置する。

(※5) 特別支援学校 障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園部・小学部・中学部・高等部で行う。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱である。発達障害のみでは対象とならない。

⑤キャリア教育^(※1)の推進

- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業の実施等によりキャリア教育を推進します。
- ・今後とも、高校生のインターンシップ^(※2)を推進します。
- ・私立専修学校や各種学校が行う職業教育へ支援を行います。

平成26年度高校生のインターンシップ実施状況（平成26年12月調査）

学科別インターンシップ体験数（全日制・3年生）

課 程	学 科 名	在籍数	体験数	体験率
全日制	普通科	4,143	2,714	65.5%
	理数科学科	157	103	65.6%
	人文社会科学科	79	58	73.4%
	国際科	143	36	25.2%
	総合学科	461	230	49.9%
	職業系専門学科	2,142	2,124	99.2%
	農業科	154	136	88.3%
	工業科	1,010	1,010	100.0%
	商業科	734	734	100.0%
	水産科	55	55	100.0%
	家庭科	112	112	100.0%
	看護科	38	38	100.0%
	情報科			
	福祉科	39	39	100.0%
合 計		7,125	5,265	73.9%

※体験率＝体験者数／3学年の在籍数

体験者数＝高校3年間で1度でも体験した3年生の人数（予定を含む）

資料：県教育委員会

インターンシップ体験者数・体験率の推移（全日制・3年生）

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
普通系学科	人数	1,353	1,454	1,337	1,609	1,411	1,462	2,210	2,277	2,184	2,760	2,672	2,911
	割合	25.4	28.6	27.7	33.5	31.2	33.2	50.5	53.1	51.9	59.9	61.0	64.4
総合学科	人数	282	251	398	262	243	228	205	246	170	266	229	230
	割合	74.2	42.8	81.7	52.1	52.9	50.0	44.5	52.7	39.6	55.6	49.2	49.9
職業系 専門学科	人数	1,604	1,672	1,743	1,728	2,050	2,021	2,085	2,053	2,071	2,156	2,100	2,124
	割合	59.6	66.9	72.6	73.3	90.5	92.1	95.6	96.9	97.9	98.8	99.0	99.2
全 体	人数	3,239	3,377	3,478	3,599	3,704	3,711	4,500	4,576	4,425	5,182	5,001	5,265
	割合	38.9	41.4	45.1	47.0	51.1	52.6	64.2	66.6	65.5	71.3	71.8	73.9

資料：県教育委員会

(※1) キャリア教育 学校の場合、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。

(※2) インターンシップ 学生が、在学中に、企業等において自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
授業中にICTを活用して指導できる教員の割合 〔小〕 〔中〕	87.7% 67.2%	95% 80%	授業の中で教員が資料を利用して説明したり課題を提示したりする場面や、生徒の知識定着や技能習得を図る場面において、教員がICTを活用する能力を高めることで、授業力の向上を目指す。
情報モラルなどを指導できる教員の割合 〔小〕 〔中〕	86.5% 70.2%	極力100%	携帯電話やインターネットが普及する中で、生徒が情報社会で適正に行動するための基となる考え方と態度の育成が求められていることから、全ての教員が、教科指導など教育活動において、何らかの方法で情報モラルなどについて指導することで、情報モラルの向上に努める。
公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画作成率 〔小〕 〔中〕	62.1% 68.8%	80% 80%	障害のある児童生徒一人ひとりに的確な教育的支援を行うために、個別の教育支援計画の有用性や作成方法及び活用方法の周知を図り、個別の教育支援計画の作成率の向上を目指す。
県立高校生のインターンシップ等体験率	71.8%	74%	毎年0.5%程度の増加を目指す。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

①郷土愛と国際性を育むふるさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと富山を題材にした郷土史・日本史学習補助教材の効果的な活用を図るため、教員等を対象として研修会を実施し、外部講師による講演、各校の指導事例の情報共有を図ります。 ・ふるさとを思う心と広い視野を身につけられるよう、総合的な学習の時間などにおいて、郷土の自然、歴史・文化、先人の英知や偉業に関する理解を深める学習や体験活動を推進します。 ・子どもから少年少女へ成長する時期に、富山県の豊かな自然や文化遺産などのよさに気づき、これからも大切にしていこうと心育むため、立山登山などの自然体験活動や地域における文化的伝統行事への参加活動などを推進します。
②学校等における芸術・文化、福祉、環境教育と奉仕活動・体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育において、いのちの大切さを学ばせる体験活動など、様々な体験活動を推進します。 ・学校や家庭における読書活動を推進します。 ・子どもの読書活動を推進するための方策等について実践を中心とした研修を実施します。 ・持続可能な社会の実現に向けて、次代を担う子どもたちに、家庭、学校、地域などにおいて環境について学べる様々な機会を提供します。

<p>③いじめ・不登校の子どもに対する支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校などの問題行動等に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取り組みます。 ・不登校やいじめなど問題等を抱える児童生徒やその保護者等の相談に対応するため、全中学校及び小学校・高校にスクールカウンセラー^(※1)を配置するとともに、未配置の小学校を中心に、教育事務所管理カウンセラーを一定期間、機動的に派遣します。 ・中学校にカウンセリング指導員を配置します。 ・問題を抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、スクールソーシャルワーカー^(※2)(SSW)を派遣します。 ・いじめ対策を推進するための体制を整備します。 ・解決困難ないじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカーを派遣します。
------------------------------	--

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
平日に家庭で10分以上読書 をしている割合 〔小6〕 〔中3〕	67.7% 50.0%	70% 55%	家庭・地域・学校が相互に連携・協力して、子どもが読書体験を深める機会や環境づくりに努め、毎年1%程度の増加を目指す。
とやま環境チャレンジ10 ^(※3) への参加児童数(累計)	25,966人	44,000人	新・元気とやま創造計画目標指標 学校と家庭が連携・協力して環境教育に取り組む事業(とやま環境チャレンジ10)へのH16からの参加児童数を指標とし、年間3,000人の参加を目指す。
将来の夢や目標を持っている 児童生徒の割合 〔小6〕 〔中3〕	87.9% 73.4%	増加させる	具体的な目標数値の設定は困難だが、中長期的な増加を目指す。
いじめ認知件数(千人当たり) 〔小〕 〔中〕 〔高〕	5.7件 10.3件 1.3件	減少させる	いじめや不登校などの問題行動等の実態把握及び分析により、未然防止、早期発見・早期対応につなげていく。
中学校における不登校 生徒数(千人当たり)	21.7人	減少させる	

(※1) **スクールカウンセラー** 児童生徒の心理的な問題などに関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う臨床心理士などの専門家。

(※2) **スクールソーシャルワーカー** 子どもの問題行動の背景には、虐待や経済的困窮など家庭の環境に課題を抱える場合も多いことから、ソーシャルワークの手法を用いて、家庭等への働きかけや福祉関係機関との調整などを行い、課題の解決を支援する社会福祉士等の専門家。

(※3) **とやま環境チャレンジ10** 県内の10歳の児童(小学校4年生)が、地球温暖化問題を学び、目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践・自己評価するもの。

(4) 児童生徒の心と体の健康づくり	
①子どものころからのスポーツ活動の普及・振興	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校体育施設の一層の開放に努めるとともに、各種スポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。 ・子どもたちが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりとして、総合型地域スポーツクラブ^(※4)の育成を支援します。 ・障害児(者)が参加することのできるスポーツ教室やスポーツ大会を開催します。
②学校等における体育・スポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育の授業改善による運動好きな児童生徒の育成と、体力づくりノートを小学生に配布し、活用することで運動習慣の定着を推進します。 ・運動部活動を活性化するために、地域の優れたスポーツ指導者を中・高校に派遣し、指導体制の充実を推進します。
③子どもの健康教育と学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、小・中・高等学校を通じて系統性のある健康教育を推進します。 ・日常生活において、健康に関する活動を実践し、健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培います。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
運動に取り組む(みんなでチャレンジ3015 ^(※5) の目標点に達した)児童の割合(小学生)	97.0%	98%	運動に制限のない児童の全員の取り組みを目指す。
体力・運動能力調査の平均値 [男児] (小6ソフトボール投げ) [女児]	28.52m 16.86m	31.7m 18.8m	過去の小学6年生のピークの記録を目指す。
総合型地域スポーツクラブに加入する小学生の加入率	20.1%	22%	小学生会員数11,000人程度を目指す。



(※4) 総合型地域スポーツクラブ 身近な学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点とし、地域の実情に応じて、誰もが性別、年齢、障害の有無にかかわらず参加できる、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブ。

(※5) みんなでチャレンジ3015 本県では、児童の運動意欲の向上及び運動習慣の定着を図るため、小学校1年生から6年生まで全員に体力づくりノート「みんなでチャレンジ3015」を配布し、児童が自ら進んで運動に取り組んでいる。目標点(3,015点：立山の頂上の高さにちなんだもの)を達成した者には、認定章を授与している。

基本方針Ⅳ 次世代を担う若者への支援

次世代を担う若者が県内で働き、結婚し、豊かな生活を送ることができる環境づくりが求められています。

結婚は個人の価値観に基づいて選択されるものですが、結婚を望みながらも適当な相手にめぐり合わない等の理由で独身だという男女に対しては、様々な出会いの機会の提供や支援が必要とされています。

また、子どもの頃や若いうちから結婚や子育ての喜びを伝え、自らの将来設計を考える機会を設けることも必要です。

若い世代の県外流出も、少子化・人口減少の一つの要因となっています。若い世代が富山県で、希望を持って学び、結婚や子育てをし、働くことができるよう、支援をしていくことが重要です。

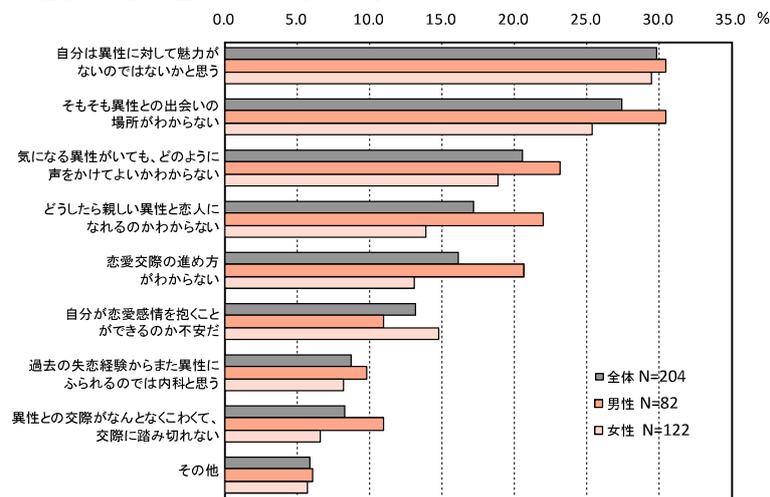
1 結婚を希望する若者への支援

現状と課題

将来結婚することを望んでいる若者が多い一方、多くの方が、出会いの場がわからないことや、自分のコミュニケーション能力の不足など、結婚に向け活動する上での不安があるとしています。このため、男女の出会いの場の創出やスキルアップセミナーの開催等、結婚支援を総合的に実施する必要があります。

また、結婚や子育ての意義や喜びを伝えることにより、これから親となっていく若い世代が子どもを生み育てたいと前向きに考え、希望をかなえられるようにすることが大切です。

◎異性と交際する上での不安（未婚者）



資料：「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

<みなさんの意見>

- ・とやまマリッジサポートセンターの存在を知ってもらうことが重要であり、積極的なPRに努めてもらいたい。(タウンミーティング)
- ・いろいろな団体で実施している男女の出会いイベント等への支援を行ってもらいたい。(タウンミーティング)
- ・若者の結婚に対する自信のなさが、晩婚化につながっているのではないか。(大学生との意見交換)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 結婚を希望する独身男女の応援	
① 結婚を希望する男女の出会いの機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ とやまマリッジサポートセンターを設置し、1対1の個別マッチング（お見合い）や結婚希望者向けスキルアップセミナー、企業の人事担当者向け支援セミナー、イベントやセミナー等の情報提供を一体的に実施します。 ・ 日曜サテライトオフィスの開設などにより、とやまマリッジサポートセンターへの会員登録を希望する者や、会員への利便性向上に努めます。 ・ 出会いイベントの開催など、結婚支援を実施している市町村との連携を強化し、県全体で結婚を希望する独身男女を応援する体制を整備します。 ・ 若者が気軽に参加でき、異性と出会うことができるイベントの開催を支援します。
② 結婚や子育ての意義、喜びに関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化の現状とともに子育ての楽しさや家庭を持つことの素晴らしさなどを伝える取組みを促進します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数	—	年30組	現行の県補助・委託事業による成婚数（概ね年15組）の倍増を目指す。

2 ライフプラン教育の推進

現状と課題

本県においても、出生順位別にみた母親の平均年齢が年々高くなっており、第1子の総数に占める35歳以上での出産数も増加傾向にあるなど、女性の出産の高年齢化が進行しています。また、結婚・出産年齢の上昇に伴う妊娠・出産のリスクについて十分理解されていないことから、妊娠・出産をより安全に希望どおり実現するためにも、女性の健康等についての正しい知識の普及啓発と、妊娠・出産をライフプランに適切に位置づけるための理解を広めていくことが重要です。

若い世代が、今後の人生について主体的に考えることにより、自らに合った結婚、妊娠・出産を迎えることができるよう、家庭や子どもを持つことの素晴らしさや妊娠に適した年齢があることについて理解を深め、自らの将来設計を考える機会を設けることも必要です。

<みなさんの意見>

- ・ 家庭を持つことや、子どもを持つことなどを含めたライフプランを若いうちから考えてみる機会をつくるのが大切。（タウンミーティング）
- ・ 安全・安心な妊娠・出産時期を若いうちから理解しておくことが大事。（県民会議）
- ・ 若いうちに、子育て中の母親や赤ちゃんと触れ合う機会があると、子育てへの関心が高まる。（大学生との意見交換）

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 自らのライフプランを考える機会の提供	
<p>① 学校におけるライフプラン教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の小・中・高校に対し、産婦人科医師や専門の相談員、保健師による出前健康教育を行い、こころや身体の健康を含めたライフプラン教育を実施します。 ・ 中学校においては、妊娠・出産やライフプランに関する内容について、教科等の指導計画に位置づけられており、生徒の実態に応じた指導を行います。 <p>(保健体育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発育・発達の時期や程度には個人差があること、思春期には生殖器官が成熟し、それに伴う変化に対応した適切な行動が必要となることについて学習します。 <p>(技術・家庭科 (家庭分野))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家庭と家庭の役割に気付くよう、幼稚園、保育所を訪問しての幼児ふれあい体験などを行います。 <p>(特別活動 (学級活動))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期の心と体の発育・発達、友情と恋愛と結婚などについて、話し合いや討論を行ったり、専門家の講話を聞く等の活動を行うとともに、自分の夢や希望や30年後の私などを題材に設定し、地域の人材を招聘しての講話、進路計画の立案、ライフプランの作成などを行います。 ・ 県立高校の家庭科の学習やインターンシップにおいて、保育所で乳幼児と触れ合う保育体験を実施します。また、富山で働き子育てする良さを知らせるため、ライフプラン教育に関する小冊子を作成するとともに、高校生の赤ちゃんふれあい体験等を実施することにより、ライフプラン教育の普及・充実に努めます。 ・ 大学生を対象に、外部講師を大学等に派遣し、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産についての知識を提供するとともに、将来の仕事と併せて出産・子育てを視野に入れた自分のライフデザインを描く機会を提供します。
<p>② 女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

3 若者の定着支援

現状と課題

次の親となる若者の県外流出が少子化・人口減少の要因の一つとなっています。若者が、県内で学び、働き、子育てできるような環境を整えることが必要です。

本県における若年者の雇用状況は全国でもトップクラスにありますが、若者の非正規雇用率や新卒者の3年以内の離職率が上昇傾向にあります。

本県のUターン就職率は非常に高い状況にあり、また、近年20～30代の移住者が全体の6割以上を占め、若者の地方移住の機運が高まっています。今後は、北陸新幹線の開業効果を最大限に活かし、若者の県内定着を一層促進する必要があります。このため、県外大学生のUターン就職の促進や、大都市圏の社会人のUターン就職の推進、定住・半定住の促進、県内大学等の活性化にさらに積極的に取り組むことが重要です。

- ・大学等卒業時における県外流出（推計） H18.3卒 3,423人→H26.3卒 2,490人
- ・大学卒業者のUターン就職率 H18.3卒 51.3%→H26.3卒 57.6%

<みなさんの意見>

- ・人口減少対策として、一旦県外に進学した若者がきちんと県内で就職できるようにすることが必要で、魅力的な職場の確保や県内で就職を希望する若者への就職支援に力を入れてほしい。（タウンミーティング）
- ・移住者を増加させるためには、まちづくりに携わる県内外の方々のネットワークづくりが必要。（タウンミーティング）

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 若者への就業支援の充実

①新規学卒者をはじめとする若者への就業支援の強化

- ・若者が魅力ある安定した職業に就けるよう、正規雇用を条件とした合同企業説明会や各種セミナーを開催します。
- ・若年者と実習企業先とのマッチングを行ったうえで、まず、技術専門学院において座学を中心とした訓練を実施し、その後、企業での派遣訓練による実習(OJT)を行いながら、並行して、技術専門学院での訓練を実施することによって、一人前の職業人へ育成し、訓練修了後の当該企業等での常用雇用としての採用を目指します。
- ・主要経済団体に対し新規学校卒業者の求人確保等の要請を実施します。
- ・県青年農業者等育成センター^(※1)と市町村等、関係機関との連携により、就農相談から研修、就農、定着までをワンストップで支援する体制を構築します。
- ・農業研修機関「とやま農業未来カレッジ^(※2)」において、就農希望者に対して本県の営農条件に即した基礎知識・技術の修得を支援します。

(※1) 県青年農業者等育成センター 新たに就農をしようとする意欲ある青年等に対し、就農相談や情報の提供など都道府県段階での就農を支援する拠点。本県では(公社)富山県農林水産公社に設置。

(※2) とやま農業未来カレッジ 本県の農業後継者を育成するため県が設置した農業研修機関。平成27年1月開校。就農に必要な農業の基本的な知識や実践的技術を1年間で習得できる通年型研修や若手農業者向けの栽培管理技術や農業経営などの短期の専門研修等を実施。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間の連携を図る進路指導主事等連絡会議や、ハローワーク等との連携を図る就職支援担当者会議を随時開催し、求人状況や就職支援のノウハウの共有化を推進します。 ・キャリア教育アドバイザーを配置し、学校の就職指導を支援する体制を整備します。 																																																							
<p>②若者に対する就業意識の啓発、自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングジョブとやまにおけるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーのほか、合同企業説明会の開催などの就職支援により若者の正規雇用を図ります。 ・中小企業の新入社員が参加する継続的なセミナーをモデル実施するなど若者の職場定着の取組みを推進します。 ・フリーター^(※1)やニート^(※2)等の若者を支援するため、富山県若者サポートステーションにおいてカウンセリングや通所型の自立トレーニング、職場体験を実施します。 ・若者自立支援ネットワークを構築し、専門的な支援を継続的に提供するなど若者の自立を支援します。 ・大学生等のインターンシップへの参加を推進します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="555 920 901 1182"> <p>●若年者(15-34歳)の非正規雇用者割合の推移</p> <table border="1"> <caption>若年者(15-34歳)の非正規雇用者割合の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全国 (%)</th> <th>富山 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H9</td> <td>21.1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>30.5</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>33.6</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>35.3</td> <td>27.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：総務省「就業構造基本調査」</p> </div> <div data-bbox="986 920 1364 1205"> <p>●フリーター数の推移(全国)</p> <table border="1"> <caption>フリーター数の推移(全国)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15～24歳 (万人)</th> <th>25～34歳 (万人)</th> <th>合計 (万人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>104</td> <td>97</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>95</td> <td>92</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>89</td> <td>92</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>83</td> <td>88</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>85</td> <td>92</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>84</td> <td>98</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>86</td> <td>98</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>77</td> <td>103</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>80</td> <td>102</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：総務省「就業構造基本調査」「労働力調査詳細集計」を基に作成</p> </div> </div>	年度	全国 (%)	富山 (%)	H9	21.1	16	H14	30.5	21.9	H19	33.6	24	H24	35.3	27.1	年度	15～24歳 (万人)	25～34歳 (万人)	合計 (万人)	H17	104	97	201	H18	95	92	187	H19	89	92	181	H20	83	88	171	H21	85	92	177	H22	84	98	182	H23	86	98	184	H24	77	103	180	H25	80	102	182
年度	全国 (%)	富山 (%)																																																						
H9	21.1	16																																																						
H14	30.5	21.9																																																						
H19	33.6	24																																																						
H24	35.3	27.1																																																						
年度	15～24歳 (万人)	25～34歳 (万人)	合計 (万人)																																																					
H17	104	97	201																																																					
H18	95	92	187																																																					
H19	89	92	181																																																					
H20	83	88	171																																																					
H21	85	92	177																																																					
H22	84	98	182																																																					
H23	86	98	184																																																					
H24	77	103	180																																																					
H25	80	102	182																																																					
<p>③起業等による就業機会の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県の未来を担う企業人を育成するために、経済界の協力を得て、「とやま起業未来塾」を開講し、実践的なカリキュラムを通して、起業・新分野進出を目指す若者、女性、熟年者等を支援します。 ・若者・女性のアイデア等を活かした事業の創業等に助成します。 																																																							

(※1) フリーター 労働経済白書では「フリーター」を、15～34歳のうち、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、次の者と定義している。

①就業者については勤め先での呼称が「アルバイト」または「パート」の者。

②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「アルバイト」または「パート」の者。

③非労働力人口で家事も通学もしていない者のうち、就職内定しておらず、希望する仕事の形態が「アルバイト」または「パート」の者。

(※2) ニート ニート (NEET) は、Not in Education, Employment or Training の頭文字で、いわゆる「学校に通っておらず、働いてもらわず、職業訓練を行っていない者」のことを通称したものがある。労働経済白書ではニートに近い概念として、若年無業者を年齢15～34歳に限定し、非労働力人口のうち家事も通学もしていないものと定義している。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
新規大卒就職者の入職3年目までの離職率	29.1% (H22.3卒) 全国31.0%	全国トップ クラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。
新規高卒就職者の入職3年目までの離職率	33.5% (H22.3卒) 全国39.2%	全国トップ クラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。
若年者（15歳から34歳）の正規雇用率	72.9% (H24)	全国トップ クラスを維持	全国トップであり、引き続き現在の水準を維持する。

(2) 若者や女性の定着促進

①U・I・Jターンの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・Uターン就職セミナーや父母向け就職セミナーの開催等により、県内の魅力ある企業等の周知を図り、若者や女性のUターン就職を促進します。 ・Uターン就職を希望する学生等に県内就職の魅力等を伝えるセミナー等の開催や企業とのマッチングなど、若者の就職支援を強化します。 ・産業界と連携し、県内企業に就職し、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返済に対し支援します。 ・本県出身の30歳前後の若者を対象に、Uターンのきっかけづくりとなるイベントを開催します。
②定住・半定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏等での移住に関する情報発信を強化するとともに、仕事と住まいの一元的な相談体制の整備を進めます。 ・東京圏在住の若者を対象とした富山への移住に向けた講座の開催を支援します。 ・空き家の活用など、移住者の受入体制の整備に取り組みます。
③県内の大学等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・県内産業界に優れた人材を供給するため、県立大学の学科の拡充について検討を進めるとともに、新たな機能を備えた魅力あるキャンパス整備を進めていきます。 ・県内7高等教育機関で組織する大学コンソーシアム富山が実施する教育・地域貢献等の取組みを支援することにより、県内大学等の活性化と魅力向上に取り組みます。 ・若者に魅力ある大学等の誘致や設置に取り組みます。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
若者の県内への定着率（25歳人口を10年前の15歳人口で割った値）	82.4% (H22)	85%以上	新・元気とやま創造計画の指標を目標とする。

基本方針V 経済的負担の軽減

子育てにかかる負担感として、子どもの養育費や教育費など子育てコストが家計を圧迫する経済的負担を挙げる人が多く、また、拡充すべき子育て支援においても、経済的支援に対する要望が高くなっています。

子育てに伴う経済的負担の軽減については、所得再分配政策に関わるものであり、国の役割が基本ですが、県は、国や市町村との適切な役割分担の下に、ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭の支援、妊娠・出産・子どもの医療費、保育料の軽減など、県の特性に応じた必要な施策を推進します。

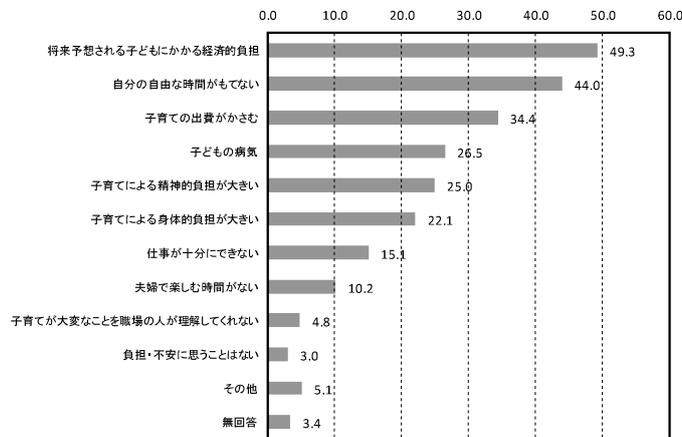
1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

現状と課題

県が実施した未就学児を持つ保護者へのアンケートによると、理想の数の子どもを持つことができない主な理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが挙げられており、また、子育てをする上で、不安・負担だと思うこととして、多くの人が、将来子どもにかかる経済的負担や子育てにかかる費用を挙げています。

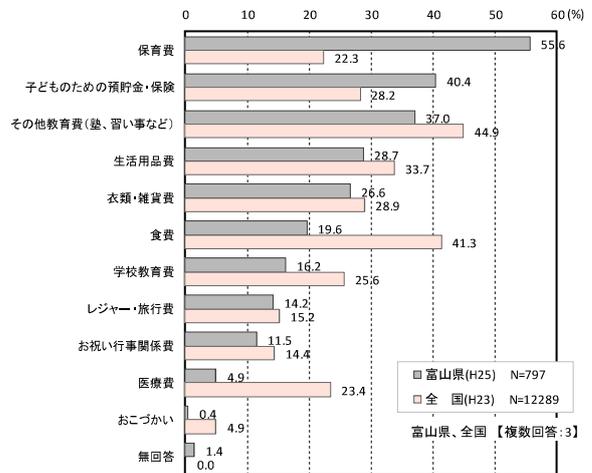
子育てにかかる費用は、本来家庭が負担するものですが、子どもたちは次代の担い手でもあることから、多子世帯に対する保育や教育等に係る支援が求められています。

◎子育てをしていて負担・不安に思うこと



資料：「子育て支援サービスに関する調査」(H25 富山県)

◎子育ての費用の中で負担が大きいと感じるもの



資料：「子育て支援サービスに関する調査」(H25 富山県)

<みなさんの意見>

- ・保育料の負担は、第2子、3子となったら切実な問題だと思う。(基本計画策定部会)
- ・幼少期だけでなく、長い期間での経済的支援をして欲しい。(基本計画策定部会)
- ・子どもを産んで育てられるように経済的援助をすることが必要。(大学生との意見交換)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 県の特性に応じた施策等の推進	
① 出産・保育・医療等にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と市町村が協力し、妊産婦及び乳幼児に係る医療費、産婦に対する健康診査費や不妊治療費などを軽減します。 ・ 市町村が実施する妊婦に対する健康診査、国の制度を活用した、未熟児に対する医療費の公費負担（未熟児養育医療）や、手術等により障害の改善が期待できる児童に対する医療費の公費負担（育成医療）への支援、慢性疾患にかかっている児童に対する医療費の助成（小児慢性特定疾病治療費の支給）^(※1)を実施するとともに、市町村と協力して重度障害児に対する医療費負担を軽減（重度心身障害者等医療費助成）します。 ・ 心身に障害のある児童を監護する親等に特別児童扶養手当^(※2)（国制度）を支給し、児童の健やかな成長を支援します。 ・ 県と市町村が協力し、ひとり親家庭に係る医療費を軽減します。 ・ 県と市町村が協力し、多子世帯に係る保育所や幼稚園等の保育料の軽減を拡充し、一定の所得水準の子どもの保育料を年齢に関わらず無料化します。 ・ 国の制度を活用し、保育所等に通う低所得世帯を対象に、教材費等の一部を助成します。 ・ 中学校修了前までの児童を対象に、児童手当^(※3)（国制度）を支給し、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援します。 ・ 児童扶養手当^(※4)（国制度）の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施します。
② 就学にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与します。 ・ 高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の課税額未満の世帯に「就学支援金」（国制度）を支給します。 ・ 私立高校については、低所得世帯に対し、授業料や入学料の減免補助を実施します。 ・ 低所得世帯の高校生に奨学のための給付金（国制度）を支給します。 ・ 子どもの大学等への就学等に必要な費用の確保を支援するため、多子世帯に対する融資制度を拡充し、貸付対象の拡大や金利負担の軽減（実質的な無利子化）を図ります。
③ 住宅などにかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三世帯同居住宅や多子同居住宅の新築、購入、改良に必要な資金を低利融資します。 ・ 県営住宅において、高校生以下の子がいる世帯の入居収入基準の緩和や優先的な入居への配慮などにより、安心して子育てができる住環境の確保を支援します。 ・ 離職により住宅を失った生活困窮者等に対して家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給します。
④ その他の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て家庭の経済的負担だけでなく、精神的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた家庭に保育サービス等が利用できる子育て応援券を配付します。

(※1) 小児慢性特定疾病医療費助成 小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分を補助する事業。

(※2) 特別児童扶養手当 身体または精神に重度、中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給される手当。

(※3) 児童手当 中学校修了まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している者に支給される手当。

(※4) 児童扶養手当 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者などに支給される手当。

基本方針Ⅵ 子育て支援の気運の醸成

県民総ぐるみで子育てを支援する気運を高めるため、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する必要について、県民の理解を促進することが重要です。

また、これから結婚し、子どもを持つ若い人たちが、「一人が楽」から「家族で楽しい」へと子育てを前向きに捉えられるよう、子育ての意義や喜びを伝えるポジティブ・キャンペーンの展開や、家族とのふれあいや家族のきずなが深まる「明るく楽しい家庭づくり」を推進することも必要です。

1 子育て支援の気運の醸成

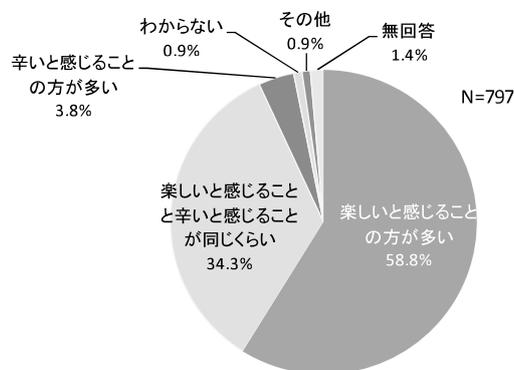
現状と課題

子育ては保護者が第一義的に責任を持つものですが、子どもは社会の希望であり、保護者のみならず地域、社会にとってもかけがえのない存在です。

このため、今日の少子化の現状や、子どもを取り巻く環境などについて、県民の理解・認識を深め、子どもの成長と子育てを社会全体で支える気運を高める必要があります。

子どもの成長にとっては親子のコミュニケーションや家族のふれあいが大切であり、未就学児や思春期の子どもを養育する保護者が家庭においてしっかりと子どもと向き合えるように、毎月、第3日曜日を「とやま県民家庭の日」として提唱し、「明るく楽しい家庭づくり」を推進しています。

◎子育てを楽しんでいるか辛いと感じるか



資料：「子育て支援サービスに関する調査」(H25 富山県)

<みなさんの意見>

- ・子どもや子育てする人に優しい社会を促す取り組みが必要。(パブリックコメント)
- ・地域全体で子どもを育てる環境づくりは必要。(基本計画策定部会)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する意識づくり	
①子育て支援や少子化に関する意識啓発	・子育て家庭のみならず、すべての県民がそれぞれの立場で子育て支援や少子化対策について考え、地域ぐるみで支え合うという意識や気運を醸成するため、広報・啓発を推進します。
②子育て支援・少子化対策に取り組む個人・団体の顕彰	・積極的に子育て支援・少子化対策に取り組んでいる個人・団体等を「子育て支援 とやま賞」として顕彰し、市町村や関係団体等を通じ、その取組事例を広く周知します。
③市町村、企業、関係団体等との連携	・地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的に実施する市町村と緊密な連携を図ります。 ・富山県子育て支援・少子化対策県民会議の開催などを通じて、子育て支援団体、企業、NPO、行政などが連携し、社会全体で子育て支援・少子化対策に取り組む気運の醸成を図ります。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
子育てを楽しんでいる割合	58.8%	増加	H25調査時よりも増加させる。

(2) 家族のふれあいを促進する啓発活動	
①明るく楽しい家族づくり運動の推進（とやま県民家庭の日）	・「とやま県民家庭の日」（毎月第3日曜日）や「とやま家族ふれあいウィーク」（とやま県民家庭の日から始まる1週間）が、家族と触れ合い、家族のきずなを深める日となるよう、啓発活動を推進します。 ・家族のふれあいや子育ての楽しさ素晴らしさを再認識する機会を提供します。
②とやま子育て応援団等の普及促進	・事業主の協力を得て親子が触れ合う機会を提供する「とやま子育て応援団」を普及するとともに、ホームページ等を活用した情報の提供などにより、「とやま子育て応援団」の利用促進と利用しやすい制度となるよう制度の充実を図ります。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H25実績	H31末目標	
とやま子育て応援団の利用度	49.4%	増加	H25調査時よりも増加させる。

3 目標指標

目標指標及び目標値、目標値の考え方は、次の一覧のとおりです。(90項目)

No.	項目	目標指標の動向		目標の考え方
		H25実績	H31末目標	
1 家庭・地域における子育て支援				
①子育て家庭に対する支援				
1	ホームページ「子育てネッ!とやま」等へ小学生以下の子どもを持つ家庭がアクセスする割合	38.2%	上昇を目指す	県の子育て支援に関するホームページへのアクセス数も含め上昇を目指す。
2	通常保育の受入児童数 うち3歳未満児の受入れ児童数	30,654人 12,245人	29,158人 12,391人	市町村計画値を目標とする。
3	待機児童数	0人	0人	待機児童0人を維持する。
4	延長保育実施保育所数	216か所	231か所	市町村計画値を目標とする。
5	休日保育実施保育所数	59か所	72か所	市町村計画値を目標とする。
6	一時預かり事業実施箇所数	137か所	150か所	市町村計画値をもとに、更なる上積みを目指す。
7	病児・病後児保育事業実施箇所数	76か所	103か所	市町村計画値を目標とする。
8	障害児保育の研修を受けた保育士数	1,414人	2,341人	1保育所あたり3名程度の受講を目指す。
—	放課後児童クラブ数(再掲)	219か所	259か所	市町村計画値を目標とする。
9	放課後児童クラブの登録者数	7,510人	10,387人	市町村計画値を目標とする。
—	放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数(再掲)	58か所	78か所	市町村計画値を目標とする。
—	とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数(再掲)	23か所	25か所	放課後児童クラブへの移行等を見込み、ほぼ現行数を目指す。
10	地域子育て支援センター設置箇所数	76か所	91か所	市町村計画値を目標とする。
11	利用者支援事業実施市町村数	—	15市町村	全市町村での実施を目指す。
12	幼稚園子育て支援実施園の割合(預かり保育、園庭・園舎の開放、子育て情報の提供、子育て相談など)	100%	100%	引き続き全幼稚園での実施を目標とする。
13	第三者評価を受ける保育所数(累計)	37か所	50か所	毎年2か所程度ずつの受審を推進する。
②地域における子育て支援の促進				
14	子育てシニアサポーターなど、子育て支援活動している人の数	273人	370人	毎年概ね20名程度の増加を目指す。
15	ファミリー・サポート・センター登録者数(サービス提供者)	1,598人	1,800人	毎年概ね40名程度の増加を目指す。
16	県児童クラブ連合会認定指導員数	438人	460人	毎年概ね5人程度ずつの養成を目指す。
17	子育てサークル活動組織数	185	増加を目指す	H25年度よりも増加させる。
18	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村	15市町村	全市町村での実施を目指す。
③安心して子育てができる生活環境の整備				
19	都市公園の面積	1,589ha	1,600ha	総合計画での指標を目標とする。 (都市公園の開設済み面積)
20	安全に通学できる歩道割合	61.4%	63%	県の整備見込みに基づき設定。 特に重要な通学路の63%に歩道等を設置する。
21	バリアフリー化信号機の設置数	60基	72基	主要駅周辺の主な経路にある信号機の8割のバリアフリー化を目指す。
22	チャイルドシートの使用率	70.3%	極力100%	未就学児の死傷防止のため、可能な限り100%の使用を目指す。

No.	項目	目標指標の動向		目標の考え方
		H25実績	H31末目標	
23	交通事故死傷者 〔死者数〕 〔負傷者数〕	53人 5,338人	43人以下 5,500人以下	総合計画、富山県交通安全計画を基に設定。
24	青パト活動支援事業における青パト1台あたりの平均パトロール数	77回	80回	週2回のパトロール実施を目標とする。(春夏冬休み期間除く)
25	学校(幼稚園を含む)における刑法犯認知件数	155	毎年減少	具体的な目標数値の設定は困難だが、毎年の減少を目指す。
④母と子の健康づくりへの支援				
26	妊婦健康診査の受診率	96.5%	97%	更なる受診率の向上を目指す。
27	妊娠11週以下での妊娠の届出率	91.4%	極力100%	国の目標値に準じる。
28	未熟児訪問指導の実施率	92.1%	95%	関係機関との連携を図りながら、更なる実施率の向上を目指す。
29	出産後1か月時における母乳育児の割合	64.4%	増加傾向へ	全国平均よりかなり高いが、引き続き向上を目指す。
30	1歳6か月健康診査の受診率	98.1%	98.5%	受診率の向上をめざす。健やか親子21の目標指標に基づき設定。
31	3歳児健康診査の受診率	96.9%	97%	保護者の関心を集め、受診率の向上をめざす。健やか親子21の目標指標を参考に設定。
32	むし歯のない子ども(3歳児)の割合	81.9%	85%	県民歯と口の健康プランの推進のためにも、さらに向上を目指す。
33	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	100.0%	100%	目標を達成しているが、現状を維持する。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。
34	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	86.7%	100%	全市町村での実施を目指す。地域子ども子育て支援事業に基づき設定。
35	富山型デイサービス実施事業所数	105か所	176か所	新・元気とやま創造計画、富山県民福祉基本計画(改定版)において、全ての小学校区での整備を目指した指標を設定しており、この目標を維持する。
36	発達障害者支援センター実利用者数	1,154人	1,350人	H21～25の平均利用実績が1,333人のため、この数値を維持する。
37	主に小児科医療に従事している医師数(小児人口1万人当たり)	11.0人(H24)	12人以上	[小児科医数(H22.12.31)+小児科必要医師数]/H22の県0～14歳人口×1万人
38	主に産婦人科医療に従事している医師数(出生千人当たり)	12.3人(H24)	13人以上	[県内産婦人科、産科医師数(H22.12.31)+産婦人科医等必要医師数]/H22の出生数×10千人
2 仕事と子育ての両立支援				
①仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進				
39	年次有給休暇取得率	44.8%	60%以上	毎年3%程度の向上を目指す。
40	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.0%(H24)	H24の1割以上減少	直近値の1割以上の減少を目指す。
41	男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業所数	157事業所	188事業所	5年間で30事業所程度の増加(年間6事業所)を目指す。
42	男女の地位の平等感 職場の分野で平等に感じていると感じている人の割合	19.4%(H21)	22%	新・元気とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標を目標とする。
②仕事と子育てを両立できる職場環境の整備				
43	従業員51～100人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	98.1%	極力100%	H23.4から条例で策定義務対象となった企業すべての策定・届出を可能な限り目指す。

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

No.	項目	目標指標の動向		目標の考え方
		H25実績	H31末目標	
44	従業員30～50人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	16.0%	極力100%	H29.4から条例で新たに策定義務対象となる企業すべての策定・届出を可能な限り目指す。
45	一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数	1,518社	2,150社	法律及び条例で策定義務対象となる企業すべての策定・届出と、策定を義務付けていない企業（従業員29人以下）から毎年20社程度の策定・届出を目指す。
46	育児休業取得率 〔男性〕 〔女性〕	1.0% 96.0%	5.0%以上 98.0%以上	男性は職場や社会の意識啓発を進めることにより、5%以上を目指す。女性は更なる向上を目指す。
47	短時間勤務制度等の導入率	79.5%	95%	毎年3%程度の向上を目指す。
48	事業所内保育施設の設置数	46か所	55か所	年平均1～2か所程度の増加を目指す。
49	「元気とやま！子育て応援企業」の登録企業数	276社	380社	毎年20社程度の増加を目指す。
50	元気とやま！仕事と子育て両立支援企業知事表彰数（累計）	69社	130社	毎年10社程度の増加を目指す。
③就業支援				
51	母子・父子自立支援プログラム策定件数	41件	60件	年間3件程度の増加を目指す。
3 子どもの健やかな成長の支援				
①子どもの権利と利益の尊重				
52	児童虐待防止法の通告義務の認知度	87% (H21)	増加へ	現状からの上昇を目指す。
53	子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	80.0%	100%	国の目標値に準じる。
54	里親等委託率	15.9%	21%	毎年1%程度の向上を目指す。
②子どもの健全な育成				
55	公民館における子どもの自然体験活動・ふるさと学習への参加人数	12,771人	16,000人	全公民館が当該活動を年1回実施する場合の参加者見込み。
56	児童館・児童センター、ミニ児童館設置数	240か所	245か所	市町村の整備見込みに基づき設定。
57	放課後児童クラブ数	219か所	259か所	市町村計画値を目標とする。
58	放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数	58か所	78か所	市町村計画値を目標とする。
59	とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数	23か所	25か所	放課後児童クラブへの移行等を見込み、ほぼ現行数を目指す。
60	近所の人にあいさつする 児童・生徒の割合 〔小6〕 〔中3〕	92.9% 86.1%	95% 90%	中長期的な増加を目指す。
61	子どもの朝食欠食率 〔小5〕 〔中2〕	0.7% 1.5%	極力0%	富山県食育推進計画における目標と整合を取るもの。
62	12歳児（中学1年生）の永久歯一人平均むし歯本数	0.99本	1.0本	国の健康日本21及び県民歯と口の健康プランに準じる。
63	思春期保健対策に取り組んでいる市町村数	12市町村	15市町村	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策推進のため、学校と連携した思春期の健康教育を行っている市町村数の増加を目指す。健やか親子21の目標指標に基づき設定。
64	思春期保健相談士数	28人	35人	思春期保健相談に対応可能な人材を育成するため、更なる増員を目指す。

No.	項 目	目標指標の動向		目標の考え方
		H25実績	H31末目標	
65	未成年者の喫煙率 〔男性〕 〔女性〕	3.8% (H23) 1.7% (H23)	極力0%	健やか親子21の目標指標に基づき設定。
③生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進				
66	10代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千人当たり)	5.3% (H24)	低下	健やか親子21の目標指標に基づき設定。過去の減少率から、更なる改善を目指す。
67	高校生の赤ちゃんふれあい体験を実施した学校数	19校	増加させる	新規に実施する学校が増加しており、今後も関係機関と連携して実施校の増加に努める。
68	6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	84分 (H23)	140分	富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標。1年につき7分程度の増加を目指す。
69	男女の地位の平等感 家庭の分野で平等になっていると感じている人の割合	27.7% (H21)	35%	新・元気とやま創造計画、富山県民男女共同参画計画(第3次)の指標を目標とする。
④子どもの生きる力を育成する教育の推進				
70	子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合	33.1%	増加させる	家庭の役割の重要性を認識してもらうよう、各種事業を通して普及啓発を図る。
71	小中学校における家庭の教育力の向上を目指した「親学び講座」等の実施率	82.5%	増加させる	家庭の教育力向上を目指して、「親学び講座」の普及啓発に取り組む。
72	授業中にICTを活用して指導できる教員の割合 〔小〕 〔中〕	87.7% 67.2%	95% 80%	授業の中で教員が資料を利用して説明したり課題を提示したりする場面や、生徒の知識定着や技能習得を図る場面において、教員がICTを活用する能力を高めることで、授業力の向上を目指す。
73	情報モラルなどを指導できる教員の割合 〔小〕 〔中〕	86.5% 70.2%	極力100%	携帯電話やインターネットが普及する中で、生徒が情報社会で適正に行動するための基となる考え方と態度の育成が求められていることから、全ての教員が、教科指導など教育活動において、何らかの方法で情報モラルなどについて指導することで、情報モラルの向上に努める。
74	公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画作成率 〔小〕 〔中〕	62.1% 68.8%	80% 80%	障害のある児童生徒一人ひとりに的確な教育的支援を行うために、個別の教育支援計画の有用性や作成方法及び活用方法の周知を図り、個別の教育支援計画の作成率の向上を目指す。
75	県立高校生のインターンシップ等体験率	71.8%	74%	毎年0.5%程度の増加を目指す。
76	平日に家庭で10分以上読書をしている割合 〔小6〕 〔中3〕	67.7% 50.0%	70% 55%	家庭・地域・学校が相互に連携・協力して、子どもが読書体験を深める機会や環境づくりに努め、毎年1%程度の増加を目指す。
77	とやま環境チャレンジ10への参加児童数(累計)	25,966人	44,000人	新・元気とやま創造計画目標指標 学校と家庭が連携・協力して環境教育に取り組む事業(とやま環境チャレンジ10)へのH16からの参加児童数を指標とし、年間3,000人の参加を目指す。
78	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 〔小6〕 〔中3〕	87.9% 73.4%	増加させる	具体的な目標数値の設定は困難だが、中長期的な増加を目指す。

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

No.	項目	目標指標の動向		目標の考え方
		H25実績	H31末目標	
79	いじめ認知件数(千人当たり)	[小] 5.7件 [中] 10.3件 [高] 1.3件	減少させる	いじめや不登校などの問題行動等の実態把握及び分析により、未然防止、早期発見・早期対応につなげていく。
80	中学校における不登校生徒数(千人当たり)	21.7人	減少させる	同上。
81	運動に取り組む(みんなでチャレンジ3015の目標点に達した)児童の割合(小学生)	97.0%	98%	運動に制限のない児童の全員の取り組みを目指す。
82	体力・運動能力調査の平均値 (小6ソフトボール投げ)	[男児] 28.52m [女児] 16.86m	31.7m 18.8m	過去の小学6年生のピークの記録を目指す。
83	総合型地域スポーツクラブに加入する小学生の加入率	20.1%	22%	小学生の会員数は11,000人程度を目指す。
4 次世代を担う若者への支援				
①結婚を希望する若者への支援				
84	とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数	-	年30組	現行の県補助・委託事業による成婚数(概ね年15組)の倍増を目指す。
②ライフプラン教育の推進				
③若者の定着支援				
85	新規大卒就職者の入職3年目までの離職率	29.1% (H22.3卒) 全国31.0%	全国トップ クラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。
86	新規高卒就職者の入職3年目までの離職率	33.5% (H22.3卒) 全国39.2%	全国トップ クラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。
87	若年者(15歳から34歳)の正規雇用率	72.9% (H24)	全国トップ クラスを維持	全国トップであり、引き続き現在の水準を維持する。
88	若者の県内への定着率(25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)	82.4% (H22)	85%以上	新・元気とやま創造計画の指標を目標とする。
5 経済的負担の軽減				
①妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減				
6 子育て支援の気運の醸成				
①子育て支援の気運の醸成				
89	子育てを楽しんでいると感じる割合	58.8%	増加	H25調査時よりも増加させる。
90	とやま子育て応援団の利用度	49.4%	増加	H25調査時よりも増加させる。